

阿波の自治



公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集・発行

2018
Vol.93

2

巻頭言

新しい時代に向かって、 「オールまつしげ」で取り組むまちづくり

松茂町長 吉田直人



6

特集1

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構について

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

事務局次長兼観光地域づくり事業部長 加藤 泰

14

特集2

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」について

徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局長（つるぎ町商工観光課長）

大西裕司

18

地方自治雑感

「徳島県庁」での勤務を通じて

徳島県政策創造部地方創生局長 渡邊峰樹

20

市町村情報

地方創生の動き

「『美馬に夢ひらく』アクティブライフ推進特区」事業 「美馬市生涯活躍のまち」構想の推進に向けて

美馬市市民環境部移住・定住促進課課長補佐 井口明典 …… 20

研修生だより

回想～市町村課での一年～ 阿南市総務部税務課課長補佐 石山博章 …… 22

研修から得たもの 三好市立三野病院主任主査 岡本孝 …… 24

アカデミーレポート

「自治体ファイナンス基礎講座」を受講して

徳島市会計課係長 佐々木 久 典 …… 26

トピックス

県内市町村の新しい事業等を紹介する新コーナー「トピックス」を新設しました。

鳴門市 鳴門駅周辺整備事業 …… 28

上勝町 いろどり山を活用した産業振興事業 …… 29

30

公職選挙法と政治資金規正法の寄附の禁止等について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局主事併任） 西 川 光 利 …… 30

人口減少を見据えた定員管理計画について

市町村課主事（行政担当） 飯 田 真 規 …… 34

地方公営企業の経営改革について

市町村課主事（企画財政担当） 伊 月 貴 史 …… 38

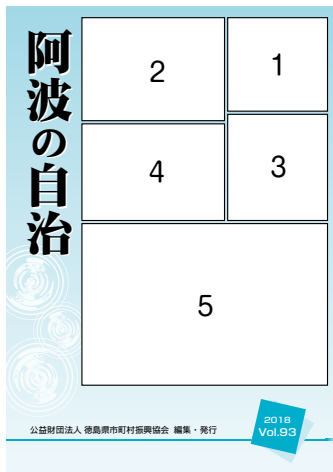
地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

市町村課主事（企画財政担当） 住 友 広 平 …… 42

離島振興について

南部総合県民局地域創生部主事(地域振興担当) 田 中 和 彦 …… 46

こちら編集部 …… 50



■表紙写真 北島町

- 1 百手堤防
- 2 サンフラワードームと蓮の花
- 3 ひょうたん夏まつり
- 4 天満神社の獅子舞
- 5 チューリップと風車



新しい時代に向かって、 「オールまつしげ」で取り組むまちづくり

松茂町長

吉田直人

はじめに

徳島県の北東部、旧吉野川の河口域に位置する松茂町は、およそ百三十年前の明治二十二年（一八八九年）に「松茂村」として産声を上げ、その後、一度も他の市町村と合併することなく、昭和三十六年（一九六一）に町制を施行して今日に至っています。戦前・戦中はともかくとして、戦後は着実に人口増を続け、企業誘致にも大きな成果があったことから、財政的にも健全で、自立したまちづくりが実現したと言えるでしょう。

しかし、私は、昨年の夏、明治の先人から数えて十六代目となる町長

に就任し、改めて町政の課題を精査すると、これからの町政は「そう簡単ではない」と考えるようになりました。本町でも、平成二十六年をピークとして人口が減少しつつあり、沿岸部の宅地開発が低調なことから、転入増は見通せない状況です。また、農業・漁業といった一次産業は、厳しい産地間競争の中で苦しんでおり、耕作放棄地の増加や漁村の衰退に繋がっています。幸い、工業団地などの二次産業は堅調ですが、三次産業（小売り・サービス業）は、近隣市町の大型商業施設に見劣りしています。

従来のもちづくりから「更に一歩、二歩、三歩、…」と上積みを図らな

ければ、松茂町の自立は覚束なくなると感じたのです。

これからの「まちづくりに必要なもの」

今、私の政策の柱は、先代町長の時代からの取り組みを継承・発展させた①防災・減災対策と、②教育環境と子育て支援の充実に加えて、私の思いを強く反映した③高齢者・女性の活躍と、④スポーツの振興、これら四つとなっています。

まず、①防災・減災対策と、②教育環境と子育て支援の充実には、町民の日々の暮らしの基本となる「安全・安心」や、「暮らしやすさ・住みやすさ」を担保する政策です。

私共、町長就任直後から、多くの

防災・減災施策を手がけており、大規模災害対策基金の新設（発災直後から機動的に使用できる財源三億円確保）や、役場駐車場の立体化（大規模水害等から公用車等を守り、災害後の復旧・復興に資する事業、小・中学校における防災教育の充実などが主なものとなっています。また、教育や子育てでは、ICT教育（情報通信技術を活用した教育方法）の設備を小・中学校に整備する事業や、いわゆる「放課後学童」に学習指導員を派遣して学習習慣の定着を図る事業などを推進しています。

他方で、③高齢者・女性の活躍と、



災害時に地域防災の拠点となる松茂町役場
(平成29年3月に、耐震改修工事が完了)



多くの町民が参加した「第1回 まちづくり会議」
(平成30年8月開催)

④スポーツの振興は、人生百年時代を迎える中で、町民の「生きがい」「楽しみ」「暮らしの潤い」や「地域への愛着・誇り」等を醸成させる政策であり、冒頭の問題意識を踏まえると、これからのまちづくりに必要な「上積み」に相当する政策（昨今の政府スローガン風に言い換えると「地方創生」そのもの）だと考えています。

ところが、こうした地方創生は、今までの町役場の仕事の中ではノウ

ハウの少ない弱点であり、従来からの組織（部局・課・係）の枠組みや、役場職員の発想・考え方に囚われていたのでは、斬新な発案や、機動的な事業展開ができないと感じていました。

そこで、平成二十九年の十二月議会に松茂町課設置条例の改正議案を提出し、大胆な機構改革を実施することによって、組織の枠組みや役場職員の意識に変化を促すこととしました。幸い、議員各位のご賛同も得

て、平成三十年四月一日、新年度のスタートと共に、私が描くまちづくりの推進役「チャレンジ課」が発足し、文字通り（役場職員にとって）未知なる仕事へチャレンジしてもらうことになりました。

さっそくチャレンジ課では、意欲あふれる町民の皆さんを集い、「ま

「まちづくり会議」の議論から

ちづくり会議」を開催し、ハード・ソフトの両面から地域を活性化する取り組みや、将来の人口増、また交流人口増に繋がる新事業について、本町の可能性を追求しています。会議を通じて、年代や性別、職歴、人生経験が異なる人々が侃々諤々の議論を交わしながら、本町の地方創

生を研究しているのです。

その一例を挙げると、私の掲げる③高齢者・女性の活躍に関わりますが、地域の高齢者や女性が家庭菜園、市民農園等で育てた野菜や果物を販売できる直産品販売所の開設や、そうした農地で収穫体験が出来る体験型観光の推進、また新鮮な野菜・果物や体験型観光の魅力を伝えるSNSサイトの運営・情報発信方法などが、議論・研究されているようです。

私の直感的な思いですが、こうした会議を重ねるにつれて、参加者の熱意が直接・間接に役場職員へも漏れ伝わって、職員の意識や感覚も、少しずつ変化しているように感じています。

チャレンジは他にも

チャレンジ課の他にも、平成三十年から私は、様々なチャレンジを既存組織や職員に求めています。代表的な事例を二つ紹介しましょう。一つ目は、町の体育施設の管理・運営方法について、教育委員会の直営から、民間の専門業者による「指定管理者制度」へ移行することにし

ました。

指定管理者制度は、これまでも多くの自治体で導入されており、それ自体はさして珍しくもないかも知れません。しかし、今回、本町が導入する指定管理者制度は、その理由に大きな違いと意味があります。

これまでの事例では、職員人件費に代表される管理コストの削減を目的とする場合が多いのですが、本町の体育施設はこれまで臨時職員による低コストの「貸し館業」で管理してきたことから、そこからの脱却を目指しているのです。来年度からは、専門業者のスタッフによる専門的かつプロフェッショナルなスポーツ指導を全面的に押し出し、施設の魅力を最大限にアップすることを目標としています。指定管理者制度へ移行する施策を通じて、町民スポーツの充実と発展、更には④スポーツの振興によるまちづくりへとチャレンジしてまいります。

続く二つ目は、「まつしげまるしえ」の開催です。

フランス語で「市場」を意味する「マルシェ」は、近年、徳島市や藍住町など、各地で開催されています。



本町でも直産品販売が「まちづくり会議」のテーマに挙がるなど、町民の関心も高く、まちづくりのために取り組むべきチャレンジであると考えました。

まずは、町役場の産業環境課とチャレンジ課が町内の事業者や各種団体に声をかけ、夏の「まつしげまるしえ」を八月二十六日に、秋を十月二十八日に開催しました。初めての試みであったことから、課題も散見されましたが、出店者は皆、まず

8月に開催した第1回「まつしげまるしえ」



◀出展者が工夫して野菜や日用品など、様々な品物を販売しました。

まずの売り上げで好評であり、良くも悪くも開催のためのノウハウを学ぶことができました。

今、「まちづくり会議」では、旧吉野川河畔に程近い公園を活用した常設の物産販売所の議論もなされています。将来、それが実現した際には、毎週末の土・日曜日が「まつしげまるしえ」になり、多くの町民や観光客が集う場になると夢見ています。



の長原漁協のブースには、松茂近海で獲れたチヌ(クロダイ)やスズキが並びました。▶

「地方創生」実現の要は、「オールまつしげ」

町長に就任した昨年の夏から今まで、日々、私自身も新しいチャレンジの連続であったと感じています。安全・安心といった基本政策の上にも、どのような積み重ねを展開するべきか。その上積みこそが、松茂町の地方創生となるだけに、私自身が視点を換え、職員の意識変革を促しながら、町民を巻き込んだ取り組みを継



試験的に実施した「体験農業・漁業ツアー」
(漁港でシラスの水揚げを見学〔写真上〕した後、
蓮田でレンコンの収穫体験〔同中〕をし、最後は試
食会〔同下〕を行いました。) 主催：松茂町商工会

続してきました。

全てはまだ緒に就いたばかりで、準備や試行の段階に過ぎませんが、「まちづくり会議」での活発な議論や、諸事業の将来性（潜在的な発展可能性）を考えると、何ともワクワクしてきます。まずは、数年以内の目標として、旧吉野川河畔の公園の事業化、そして物産販売所（言わば常設の「まるしえ」）の整備を進めていきたいと思っています。また、一次産業の新たな活路とし

て、農業や漁業と観光を組み合わせたいと考えています。今年九月、松茂町商工会に働きかけて試験的に体験農業・漁業のツアーを実施したところ、参加者の評価も上々で、少なからず手応えを感じています。関東の事例ではありますが、東京から百キロ圏内の茨城県行方市（本町と同様にサツマイモの産地）では、遊休公

共施設を再利用した「体験型農業テーマパーク」が年間来場者数十万人を超える集客施設となり、大人気となつていきます。阪神圏から百キロ圏内にあり、高速道路アクセスに恵まれ、加えて空港がある本町もまた、体験農業・漁業の可能性が高いものと考えています。

最後に、こうした事業や可能性を前へ進めるためには、アイデアに溢れ、実行力のある人材の確保が必要です。また、そうした人材を束ねる組織の在り方も課題になるでしょう。とはいえ、松茂は小さな町ですから、人材には限りがありますし、現状、組織といっても観光協会すらありません。ここにもまた、チャレンジの必要がありそうです。

だからこそ今、私は役場職員的能力を最大限に活用しながら、専門性の高い町民がまちづくりへ参画する仕組みを構築したいと考えています。新しい時代に向かって、地方創生を実現するためには、役場だけでなく、町内の人材をフル活用した「オールまつしげ」の枠組みがあつてこそ、実現へ繋がると信じているからです。

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構について

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

事務局長兼観光地域づくり事業部長 加藤 泰

1 はじめに

一般社団法人 イーストとくしま観光推進機構（以下、「イーストとくしまDMO」という。）は、徳島県東部圏域十五市町村と民間企業が連携し、観光消費額の増加による地域経済の活性化と、住民の愛着や誇りを醸成する豊かな地域社会の実現を図るため、平成三十年四月二日に徳島駅クレメントプラザ五階に事務所を開設し、業務を開始しました。本稿では、イーストとくしまDMO (Destination Management/Marketing Organization) の開設までの経緯、徳島県東部圏域の観光の課題、DMOのミッション及び今後の取り組みについて紹介したいと思います。

2 イーストとくしまDMOの開設までの経緯

近年、人口減少・少子高齢化に直面する日本の最重要課題である「地方創生」において、観光振興は交流人口を拡大させ、経済効果をもたらす地域を活性化する原動力として期待されています。

国は「明日の日本を支える観光ビジョン」に

おいて、訪日外国人旅行者数を二〇二〇年に四千万人、二〇三〇年に六千万人にすることを目標に掲げるなか、二〇一七年は、訪日外国人旅行者数が過去最高の二千八百万人を突破するなど、インバウンド観光が飛躍した一年となりました。

また、二〇一九年に日本で開催される「ラグビーW杯」、二〇二〇年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」に向け、国を挙げて観光産業を日本の基幹産業に育てることで、観光を軸とした外貨獲得による国全体での経済活性化へ大きな好機を迎えています。

さらに、二〇二一年に「ワールド・マスターズゲームズ」が徳島を含む関西で開催される予定であり、二〇二五年には「国際博覧会(万博)」の開催地が大阪市に決定し、二千八百万人の来場が想定されています。

このような状況のもと、この徳島県東部圏域においても、「吉野川」、「鳴門の渦潮」、「阿波の土柱」など雄大で豊かな自然や、「阿波おどり」、「お遍路」、「阿波藍」、「阿波人形浄瑠璃」をはじめとする歴史・文化など、独自の魅力的な地域資源を観光地経営の視点に立って活用し、国内外からの観光客誘致の取組みによる地域活性化が期待されています。

こうした取組みを進めるため、徳島県東部圏域の官民が一体となり、地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりを推進するための「DMO」を設立し、多様な関係者と合意形成を図りつつ、顧客ニーズに基づいた観光戦略を策定し、着実に実施していくための組織として、「イーストとくしまDMO」が発足いたしました。

また、当法人は平成三十年七月三十一日付で観光庁が定める「日本版DMO候補法人」（地域連携DMO）として登録され、関係省庁支援チームを通じて各種支援メニューの提供や総合的なアドバイス等を受けることができるようになりました。

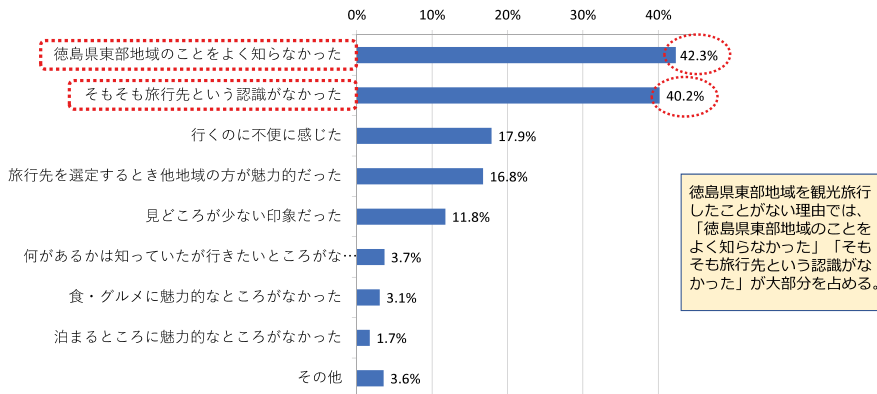
今後は、候補法人よりも厚い支援を受けることができる「日本版DMO登録法人」を目指して、引き続き、徳島県東部圏域の「観光地経営」の舵取り役として貢献できるよう様々な活動に取り組んでまいります。

※日本版DMO登録制度とは、観光庁を登録主体として、日本版DMO及びその候補となり得る法人（以下「日本版DMO候補法人」という。）を「登録」し、登録を行った法人及びこれと連携して事業を行う関係団体が、関係省庁から支援を受けることができる制度です。

(資料①)

徳島県東部地域の観光の現状 (観光地としての知名度/存在感)

徳島県東部地域を観光旅行をしたことがない理由
(n=978人：徳島県東部地域を観光旅行したことがない人が対象)



出典：㈱日経BP「徳島東部地域 観光調査」(2017年) *対象は徳島県外の一般人(東京・大阪・兵庫・岡山・広島・四国3県在住者)

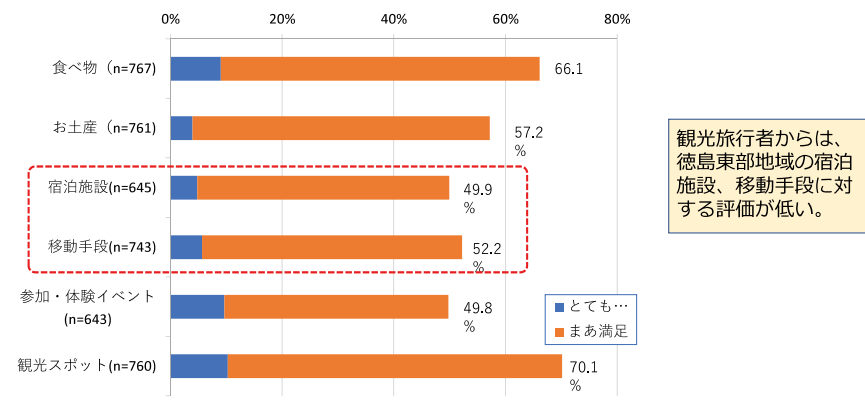
(1) 既存観光地の集客力の低迷、観光地としての知名度と存在感の低迷
 既存観光地の集客力はピーク時から伸び悩んでいます。
 また、アンケート調査では、徳島県東部圏域を観光しない理由は、「そもそも観光地という認識がない」(四二%)、「よく知らない」(四十%)

3 徳島県東部圏域の観光の課題

(資料②)

徳島東部地域の観光の現状 (項目別満足度)

質的な評価
徳島東部地域を観光旅行した時の項目別満足度 (とても満足+まあ満足)



出典：㈱日経BP「徳島東部地域 観光調査」(2017年) *対象は徳島県外の一般人(東京・大阪・兵庫・岡山・広島・四国3県在住者)

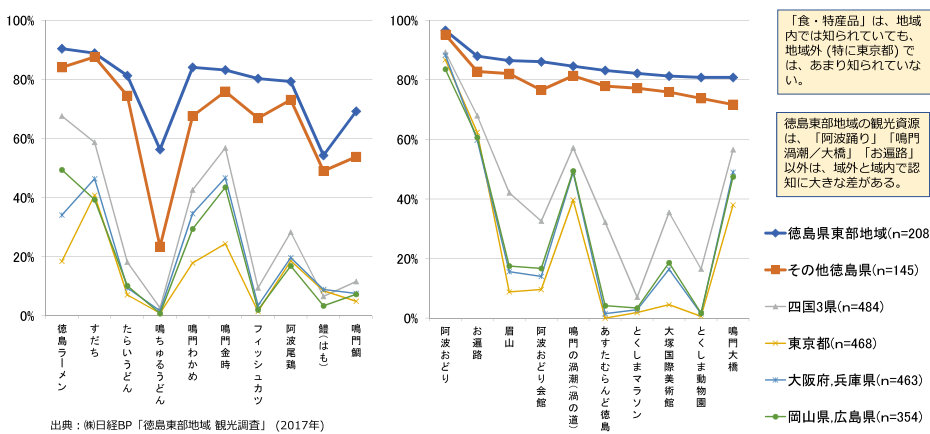
この回答が上位を占め、観光において、徳島県東部圏域の存在感が低いことが窺えます。(資料①)
 (2) 宿泊施設、二次交通が質・量ともに不十分であり、県外の旅行関係事業者等へのアピールも不足
 宿泊施設が質・量ともに十分とはいえず、二次交通や道路網の整備などが不十分で、旅行者の移動手段に課題があります。上記の理由などにより、旅行会社が徳島県東部圏域の滞留時間

(資料③)

徳島東部地域の観光の現状 (観光資源の認知度)

徳島県東部地域関連の食・グルメの認知度 (地域別)
Q あなたがご存じの食などがあればお聞かせください。

徳島県東部地域の主要観光スポットの認知度 (地域別)
Q あなたがご存じの場所などがあればお聞かせください。



出典：㈱日経BP「徳島東部地域 観光調査」(2017年)

を長くするツアープランを組みづらくなっています。(資料②)
 (3) 地域間連携や官民連携体制が不十分
 観光資源を十分に活用しきれていない
 地域間連携や官民連携を推進する体制が不十分であり、地域外で認知されている食・特産品が少なくなります。特に徳島の食(グルメ)の認知度が低くなっています。(資料③)

6 DMOの今後の取り組み

(1) モニターツアーの実施

民間の方々を中心に地域の様々な資源や人材の掘り起こし、観光コンテンツの開発、稼ぐ力の仕組み作りを目指す「ワーキンググループ」が十五市町村で九月からスタートしました。(一部は先行スタート)。

取り組むテーマは市町村ごとに異なり、それぞれの資源や人材、現状や課題、将来像に併せて設定しています。

秋には市町村ごとの観光コンテンツを体験してもらうため、複数の市町村を巡るモニターツアーを実施します。モニターツアー参加者のアンケートを分析し、各施設へフィードバックすることにより、観光コンテンツを磨き上げ、徳島県東部圏域への誘客を促進します。

(資料⑥)

また、外国人留学生等を併せて募集することにより、外国人ならではの視点で興味を持ったポイントを取り上げ、分析することにより、外国人の趣味趣向にマッチした新たな観光資源の発掘及びインパウンドの誘客を促進します。

(資料⑥)

共通 ●モニターツアー運行バス会社ごとでバス、徳島バス ●旅行代金に含まれるもの日程に明示した入場料、食事、運送機関の運賃・料金 ●旅行代金に含まれないもの自宅から発着地までの交通費・宿泊費 ※写真画像はすべてイメージです。

1

1 神山町

アートの町神山芸術の旅

日帰り

出発日/旅行代金(お一人様)

2018年
11月3日(土)

大人 **4,000円**

小人(小学生) **2,000円**

●食事:昼1回 ●添乗員同行 ●最少催行人員:15名





写真提供:神山町

ツアーポイント 毎年この時期に行われている国際的アートイベント「神山アーティスト・イン・レジデンス」を体験!
県内でも有数の大人気レストラン「かま家」での昼食

行程 1

2018年
11/3
(出)

歩きやすい服装でご参加下さい

下車 徳島駅(9:40) ———— 200年の古木見学 ———— かま家でランチ ———— 創造の森アートウォーク ————

地元食材を中心としたもの

寄井座・名西酒造・道の駅ほか

神山アートツアー及び街歩き(ガイド付き) ———— 徳島駅(17:50頃)

※交通記入例: — バス、— 徒歩

2

2 勝浦町 上勝町

映画のロケ地! 勝浦・上勝町でいろどり&自然体験

日帰り

出発日/旅行代金(お一人様)

2018年
11月10日(土)

大人 **4,000円**

小人(小学生) **3,000円**

●食事:昼1回、夕1回 ●添乗員同行 ●最少催行人員:15名








写真提供:勝浦町・上勝町

ツアーポイント 映画化もされた上勝町「いろどり」!地元の方にお話を聞きながら彩山での散策、親子や企業のチームビルディングとしても人気のヤッホーツアーを体験します。
いろどりのポストカードをお土産にプレゼント!
閉校した小学校をリノベーションし人気を集める体験宿泊施設「ふれあいの里さかもと」でテラリウムづくり体験や地元の食材を使用した昼食を召し上がっていただきます。

行程 1

2018年
11/10
(出)

下車 徳島駅(10:00) ———— ふれあいの里さかもと「テラリウム及び昼食」 ————

(いろどりやま)

テラリウムづくり体験の後は、みんなで昼食

——— バンゲア「ヤッホーツアー」と彩山散策・体験 ———— 月ヶ谷温泉[入浴&軽食] ———— 徳島駅(17:45頃)

ツアーの最後は温泉体験。観光客に人気の「かみカツ丼」をご賞味下さい

※交通記入例: — バス、— 徒歩

3

3 石井町 小松島市

食欲の秋! 徳島ブランド阿波美豚と ハモ丼で満腹の旅

日帰り


出発日/旅行代金(お一人様)

2018年
11月17日(土)



大人 **4,000円**

小人(小学生) **3,000円**

●食事:昼1回、夕1回 ●添乗員同行 ●最少催行人員:15名





写真提供:小松島市・石井町

ツアーポイント 地酒を試飲しながらの徳島ブランド「阿波美豚」のBBQ!
全国漁獲量2位!
ミニハモ丼をご賞味ください。

行程 1

2018年
11/17
(出)

入場 徳島駅(9:30) ———— 藍の館[藍染体験] ———— リーベフラウドBBQ ————

藍染でハンカチ制作

地酒や石井町の野菜・土産の出店。お店の方の説明や試飲・試食も可

——— 紅葉の立江ミニ88カ所めぐり ———— あいさい広場でお土産等ショッピング ————

赤や黄色に彩られた中をウォーキング

徳島の食材やお土産がそろった「あいさい広場」

——— 途中、ミニハモ丼をご賞味 ——— 徳島駅(18:00頃)

※交通記入例: — バス、— 徒歩

8

徳島市 鳴門市

1泊2日

写真提供: 徳島市・鳴門市・大塚国際美術館

徳島・鳴門2大都市満喫の旅






ツアーポイント

「モナ・リザ」、「最後の晚餐」などの世界の名画を展示した大塚国際美術館を訪れます。

水都徳島市中心部でクルージングをお楽しみいただけます。

徳島のナイトプログラムとして夜の阿波おどりを見学。



徳島 阿波おどり



徳島 阿波十郎兵衛屋敷



徳島 眉山ロープウェイ



徳島 クルージング



鳴門 湊の道



鳴門 千畳敷展望台



鳴門 霊山寺



鳴門 千畳敷展望台



鳴門 湊の道



鳴門 千畳敷展望台



鳴門 湊の道



鳴門 千畳敷展望台

徳島城博物館・旧徳島城表御殿庭園



大塚国際美術館

常設展示面積約3万平方メートル、鑑賞ルート約4キロメートルという、国内最大規模を誇る世界で類を見ない、陶板名画美術館。



出発日/旅行代金(お一人様)

2018年		2019年	
1班	12月15日(土)	2班	1月19日(土)
大人	19,800円	小人(小学生)	13,800円

1名1室利用希望の場合、別途1,000円(税別)必要となります。

●食事:朝1回、昼2回、夕1回 ●添乗員同行 ●最少催行人員:15名 ●宿泊施設:【徳島市内】阿波観光ホテル、スマイルホテル徳島、ホテルサンシャイン徳島のいずれか ●宿泊地:徳島市内

1	2018年 12/15 (土)	徳島駅(10:00) ———— 鳴門湊の道・千畳敷展望台 ———— 鯛丸・海月[昼食] ———— 大塚国際美術館	
	2019年 1/19 (土)	徳島駅(10:00) ———— 鳴門湊の道・千畳敷展望台 ———— 鯛丸・海月[昼食] ———— 大塚国際美術館	
2	2018年 12/16 (日)	ホテル(9:30) ———— 徳島城博物館・旧徳島城表御殿庭園 ———— 阿波十郎兵衛屋敷 ———— サンシャイン徳島[昼食]	
	2019年 1/20 (日)	ホテル(9:30) ———— 徳島城博物館・旧徳島城表御殿庭園 ———— 阿波十郎兵衛屋敷 ———— サンシャイン徳島[昼食]	

●旅行代金に含まれるもの:日程に明示した入場料、食事、運送機関の運賃、料金(宿泊費(1泊朝食付、ツイントリプル利用)及び諸税、サービス料) ●旅行代金に含まれないもの:自宅から発着地までの交通費、宿泊費
●ホテル客室:洋室(バス・トイレ付) ※交通記入例: — バス、… 徒歩 ※写真画像はすべてイメージです。

(2) 各市町村のワーキンググループのテーマは、各市町村のワーキンググループのテーマは次の通りです。

① 徳島市 「宿泊者数の増加に向けて」

徳島県の宿泊者数は近年、全国最下位となっており、徳島市においても、年間を通じた宿泊者数の増加が喫緊の課題となっています。

そこで、市内あちこちに眠る既存の地域資源を見直し磨き上げ、魅力あるコンテンツとして発信し、来訪へのきっかけづくりを行ってまいります。

モニターツアーでは、徳島市に宿泊したいと思っただけできるよう、一年中阿波おどりが楽しめる「阿波おどり会館」や水都とくしまを体感できる「周遊船」に自慢の「食」をプラスしたテーマに取り組みます。

② 鳴門市 「インバウンドの誘客推進」

鳴門市は、訪日外国人旅行者が年々増加していることを地域活性化のチャンスと捉え、インバウンドの誘客推進をワーキンググループのテーマとして取り組みます。

具体的には、土産物屋やホテルの決済方法の見直しや免税店の拡大による観光消費額の増加を目指します。

また、モニターツアーでは、渦の道や大塚国際美術館、一番札所霊山寺等、訪日外国人旅行者が増加傾向にある観光地を楽しんでいただくとともに、モニターの皆様の声をインバウンドの誘客促進に生かしていきます。

③小松島市「小松島市の魅力を高める観光資源創出」

小松島市ならではの特色ある食材を生かした「食」と、豊かな自然と文化を生かした「体験」などの観光振興を図ることを目的にワーキンググループを展開していきます。

具体的には鱧のブランド化や特産品、旅行商品の造成に力を入れていきます。

モニターツアーでは、今年四月にリニューアルオープンした「あいさい広場」での買い物など、小松島市内のツアーを楽しんでいただくとともに、モニターの皆様の声を今後の旅行商品の造成に生かしていきます。

④吉野川市「既存の観光資源のブラッシュアップ」

吉野川市美郷地区はNPO法人美郷宝さがし探検隊を中心に、地域おこし活動に取り組んでいます。

しかし、過疎地域ということもあり、人手不足や高齢化が否めない状況です。

そこで、ワンストップ機能や多言語対応ができる窓口を設けて、知恵、伝統、文化を若者に継承できる仕組み作りをテーマとして展開していきます。

モニターツアーでは、既存の体験型ツアーを楽しんでいただくとともに、モニターの皆様の意見を商品の改良に生かしていきます。

⑤阿波市「御所のたらいうどんを活用した宮川内谷川周辺の活性化」

阿波市土成町の国道三一八号沿いにある、た

らいうどん専門店。店内に入ると日々の忙しさを忘れられる落ち着いた空間が広がっています。

川の流れを見ながら、聴きながら、うどんを食べるもよし、スイーツを食べるもよし、川遊びもよし、の空間づくりをしていきたいと考えています。

モニターツアーでは、お店に足を運んでいただき、食事時以外の集客力を高めるために、試験的に宮川内オリジナルスイーツをご賞味いただきました。

⑥勝浦町「交流人口・関係人口の拡大」

勝浦町では、ビッグひな祭りをはじめ、多様なイベントが毎月行われています。

ふれあいの里さかもとでは体験型イベントも行われ、交流人口・関係人口を増やしています。

しかし、勝浦町には観光のワンストップ窓口機能がなく、課題となっています。

今回、さらなる交流人口・関係人口の拡大のため、機構、勝浦町、勝浦町地域活性化協会の三者が協力して、ワンストップ窓口機能を設けることが可能かを検討する「ワーキンググループ」を開催し、同時に新たな体験型旅行商品の造成にも力を入れていきます。

モニターツアーでは、ふれあいの里さかもとで、テラリウムづくり体験や地元の食材を使用した昼食をご賞味いただきました。

⑦上勝町「情報集約一元化と更なる魅力発信」

上勝町は檜原の棚田や山犬嶽といった観光地に加え、アウトドア・アクティビティなど観光資源に溢れています。また、町内は多くの起業

家でにぎわいがあり、持続可能なまちづくりを目指した取り組みも行っていきます。

しかし、こういった観光資源や取り組みについては、情報の集約面で課題があります。

ワーキンググループにおいては、この課題に対し、情報集約の一元化と更なる魅力発信をテーマに関係人口の拡大を目的に取り組んでいきたいと思えます。

モニターツアーでは、月ヶ谷温泉や、ヤッホーツアーを体験していただきました。

⑧佐那河内村「関係人口拡大に向けた観光まちづくりの推進」

佐那河内村は間もなく誕生後一〇〇〇年を迎えることから、村の文化、美しい景観を次世代へつなぐ取り組みを加速させようとしています。「ふるさと住民票」制度は、地域に関心を寄せ、地域の取り組みに関与したい「関係人口」の先進事例として取り上げられています。

「ワーキンググループ」においては、関係人口となり得る方々の裾野を広げるために、都会在住者を主なターゲットに、田舎暮らしを体験できる滞在プランを造成し、その魅力を高めていくことから取り組んでいきます。

モニターツアーでは、キウイ収穫体験や産直市でのショッピングなどを体験していただきました。

⑨石井町「石井町魅力の観光コンテンツをどう創るか」

石井町は温暖な気候と吉野川流域の肥沃な土壌や良質な水により農産物の栽培に適した町で

す。

町の花をイメージした藤野菜など新鮮な野菜の供給基地となっています。

近年は、ベッドタウンとしての機能も高まり、様々な開発が行われ発展し続けています。

モニターツアーでは石井町の食、歴史に触れていたかとともに、「ベッドタウン石井町」に新たな観光コンテンツを創出できるようモニターの皆様の声を生かしていきます。

⑩ 神山町 「関係人口増加に向けた観光まちづくり」町を訪れた人への案内機能の強化と観光ハブ拠点の設置

神山町では、町のファンとなり、地域の取り組みに関与したいと何度も町を訪れてくれる「関係人口」を増やしていくことをテーマに、プレワーキンググループを開催しました。参加者からは、視察に来てくれた人が地域の人と交流する機会が少ないことや、町内の情報をワンストップで提供できるコンシェルジュ機能が欲しい！といった積極的な意見が出ました。

今後は、町を訪れた人への案内機能の強化と観光ハブ拠点の設置に向けて、地域の方々との連絡を密に取りながら、具体的なアクションを起こしていきたいと思えます。

⑪ 松茂町 「体験型観光コンテンツの磨き上げ」

松茂町では、着地型旅行商品の開発による観光客の誘客を図るため、「体験型観光コンテンツの磨き上げ」をワーキンググループのテーマとして取り組みます。

また、モニターツアーでは「レンコン掘り」

等の農業体験や「しらす漁」等の漁協体験の後、収穫した食材を使用した「スペシャルランチ」をご賞味いただくとともに、モニターの皆様の声を体験型コンテンツの造成や食の開発に生かしてまいります。

⑫ 北島町 「ベッドタウン北島で観光資源（素材、人、可能性）を見つめる。つなぐ。創る。」

北島町はベッドタウンとしての機能が高いことから、これまで、訪れていただけなかつた観光客に気軽に立ち寄ってもらうための観光の可能性を探り、広げることからスタートします。

まず、地元の食材を使った料理や地域のものづくりに携わる人や、ものづくり体験プランを通して、空いている古民家を活用することから取り組んでいきます。

モニターツアーでは、地元の食材を使用したランチ、人気スイーツをご賞味いただくとともに、阿波の伝統「遊山箱」を紙で作る体験をしていただくなど、今後の観光資源のヒントを探ります。

⑬ 藍住町 「藍の館の魅力度アップ」

藍住町は藍の魅力を打ち出したまちづくりに取り組んでおり、藍の歴史、文化、魅力を伝える「藍の館」には年間約三万人の方々が訪れています。

そこで、町内の人や資源を藍の館と融合させて、藍の館でより多くのお金を使いたくなるような新たなコンテンツや環境を作るなど、「藍の館の魅力度アップ」をテーマにPR、誘客、満足度、稼働力の向上を目指します。

モニターツアーでは藍の館の見学や藍染体験等をしていただき、観光コンテンツの磨き上げにつなげていきたいと思えます。

⑭ 板野町 「町内施設、観光コンテンツ、資源の掘り起こし、開発、連携」

多くの方が訪れる「あすたむらんど徳島」、「あせび温泉」、四国霊場八十八ヶ所の札所三か所を有する板野町。春にんじんの出荷量は日本一で、素材を生かした商品も多くあります。

そこで、個々の施設、素材、コンテンツを結ぶことで、認知度の向上や購買機会の拡大、魅力の創出、観光客の回遊につなげていきたいと思えます。

モニターツアーでは、あすたむらんど徳島で、火おこし体験やサイエンスショーを体験していただくとともに、事業者連携、各体験プランの新たな活用展開を探ります。

⑮ 上板町 「技の館周辺の観光集客力向上」

板野郡上板町にある技の館。館内では、藍染め体験を行うことができ、さらに周辺には古民家、歴史民俗資料館など伝統文化が集積しています。

それらの横の連携を高めて、集客力の向上を目指していきたいと考えています。

また、モニターツアーでは、「技の館」で藍染め体験をしていただくとともに、モニターの皆様の声を、今後の観光コンテンツの磨き上げに生かしてまいります。

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」について

徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局長 大西裕司
(つるぎ町商工観光課長)

1 はじめに

平成三十年三月九日、徳島県にし阿波地域(美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町)で営まれている「にし阿波の傾斜地農耕システム」が、国連食糧農業機関(FAO)の世界農業遺産(GIAHS)に認定されました。中四国では初めての認定となり、地域は歓喜に包まれました。認定に至るまでの道のりは容易いものではなく、多くの時間を費やしましたし、沢山の方々にご尽力を賜りました。ここではこれまでの道のりや、「にし阿波の傾斜地農耕システム」の概要について、紹介させていただきます。

2 世界農業遺産(GIAHS)とは

まず、世界農業遺産(GIAHS)とは何なのか。その概要をご説明致します。

世界農業遺産とは、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域及び農林水産業システムを、国連食糧農業機関(FAO)が認定する制度です。世界で二十一か国五十二地域、日本では十一地域が認定されています。(平成三十年七月現在)。(図1)(図2)

「世界」、「遺産」と聞くと、かの有名な姫路

城や白神山地に代表されるような、国連教育科学機関(ユネスコ)が認定する「世界遺産(文化遺産、自然遺産)」をイメージされる方が多いかと存じます。世界遺産と世界農業遺産は似て非なるものです。では一体何が違うのか。大きく異なるのは、保全する「対象」と「方法」です。世界遺産が建造物・自然など「不動産」を対象とするのに対し、世界農業遺産は農業とそれを取り巻く人、文化、景観などを含む「農林水産業システム」が対象となります。また、世界遺産は「不動産を限りなく現状に近い形で保全」していくのに対し、世界農業遺産は「人々の営みである農林水産業システムを、様々な時代や環境の変化に適応させながら動的に保全」していく「生きた遺



農林水産省『世界農業遺産とは』(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/gjahs_1_1.html)

図1 世界農業遺産認定地域



農林水産省『世界農業遺産とは』(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/gjahs_1_1.html)

図2 国内の世界農業遺産認定地域

産」であると言われています。世界農業遺産申請地域は、FAOが定めた次の五つの基準と保全計画に基づいて評価されます。これらの条件を全て満たした地域及びシステムが、世界農業遺産に認定されるのです。

徳島県にし阿波地域は、徳島県西部の二市二町（美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町）からなります。当地域の標高約百〜九百メートルの山間部には、二百以上の集落が存在しています。いずれも急峻な傾斜地に位置し、場所によっては斜度四十度にもおよびます。一般的に傾斜地での農業は、段々畑や棚田の様な水平面を形成して農業を行います。当地域では水平面を造らずに傾斜地のまま畑作を中心とした農業を行っています。何故、敢えて過酷な環境で農業を営むことになったのか。一説には、「段々

3 「にし阿波の傾斜地農耕システム」とは

FAO が定める世界農業遺産5つの認定基準と保全計画	
①食料及び生計の保障	申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。
②農業生物多様性	申請する農林水産業システムは、食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。
③地域の伝統的な知識システム	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。
④文化、価値観及び社会組織	申請する農林水産業システムの関連した文化的アイデンティティ及び風土が、地域に定着し、帰属していること。
⑤ランドスケープ及びシースケープの特徴	人類と環境との相互作用を通じ、長い年月をかけて発展してきたランドスケープ及びシースケープを有すること。
システムの持続性のための保全計画	申請地域は、農林水産業システムを動的に保全するための保全計画を作成すること。

畑よりも広い耕作面積を確保し、農作物の収量を少しでも多くするため「であったと言われているとおりです。

傾斜地で農業を営むために、人々は様々な工夫を凝らしてきました。まずは、カヤ（ススキ等）の利用です。「カヤ場」と呼ばれる採草地からカヤを刈り、「コエグロ」（写真1）と呼ばれる円錐状の形に組んで乾燥させ、刻んで畑に入れます。カヤには、風雨で土が下に流れ出るのを抑制するほか、土を柔らかくしたり、乾燥を防ぐなど様々な効果があります。それでも流れてしまう土は、「サラエ」という特殊な農具を用いて土を持ち上げる「ツチアゲ」作業（写真2）で回復しています。

当システムは、多様な自然を育んでいます。採草地には、シコクフクジュソウ（写真

3）をはじめとする希少な植物が生育しています。これは、カヤを定期的刈り取ることで、背の低い植物にも日が差すようになるためです。また、作物ではソバ・アワ・キビ・シコクビエなどの雑穀（写真4）をはじめ、昔から受け継がれてきた在来品種の農作物を、少量多品目で様々な環境に適応させ、今もなおその種を守り続けています。

食文化も豊かで、ソバの実を粉にせずそのままいただく「そば米雑炊」など（徳島県ではごく一般的ですが、他地域から見ると）独特な伝統的郷土食や、干し芋・干しゼンマイ・干し大根・干し柿などの干し物文化が昔から受け継がれています。また、傾斜畑・コエグロ・石垣などといった人々の営みが創る豊かな景観は「日本の原風景」「桃源郷」と称されており、特に三好市東祖谷の落合集落（写真3）は国指定重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。

このシステムが四百年以上にわたって継承されてきたことにより、採草地の多様な動植物や山村景観が保全され、雑穀や在来作物、野菜などの加工技術や食文化、伝統行事などが今もなお人々の手で守られています。



写真3 シコクフクジュソウと落合集落遠景



写真2 サラエによるツチアゲ作業



写真1 コエグロ

平成二十六年七月、「にし阿波の傾斜地農耕システム」の世界農業遺産認定を目指して、美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町・JA美

4 認定に至るまでの経緯

3）をはじめとする希少な植物が生育しています。これは、カヤを定期的刈り取ることで、背の低い植物にも日が差すようになるためです。また、作物ではソバ・アワ・キビ・シコクビエなどの雑穀（写真4）をはじめ、昔から受け継がれてきた在来品種の農作物を、少量多品目で様々な環境に適応させ、今もなおその種を守り続けています。

食文化も豊かで、ソバの実を粉にせずそのままいただく「そば米雑炊」など（徳島県ではごく一般的ですが、他地域から見ると）独特な伝統的郷土食や、干し芋・干しゼンマイ・干し大根・干し柿などの干し物文化が昔から受け継がれています。また、傾斜畑・コエグロ・石垣などといった人々の営みが創る豊かな景観は「日本の原風景」「桃源郷」と称されており、特に三好市東祖谷の落合集落（写真3）は国指定重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。

このシステムが四百年以上にわたって継承されてきたことにより、採草地の多様な動植物や山村景観が保全され、雑穀や在来作物、野菜などの加工技術や食文化、伝統行事などが今もなお人々の手で守られています。



写真4 様々な雑穀

馬・JA阿波みよしの六団体で、徳島剣山世界農業遺産推進協議会を発足させました。(事務局はつるぎ町。)

同年、FAOへの窓口となる農林水産省による国内選考に申請しますが、惜しくも留保(落選ではなく、次点候補ではあるが不足事項があったため留保という形)となっております。留保の原因として、「生物多様性の調査不足」「地域への周知不足」が指摘されました。協議会発足後、間もなくの申請であったため、何もかもが準備不足でした。

すぐさま二年後の申請に向けた再挑戦の意志を表明し、指摘いただいた不足事項の改善のため、次の取り組みを実施しました。

生態系調査機関による、地域の生物多様性調査
四国剣山系の生態系に明るい、特定非営利活動法人四国自然史科学研究センターに、にし阿波地域の傾斜地集落及び傾斜畑の生物多様性を調査していただき、リスト化しました。
地域内外への周知のための取り組み

地域内外の方々に、「傾斜地農耕システム」の価値やポテンシャルについて広く知ってもらうため、当協議会と地域住民や関係機関が連携し、次のように様々な取り組みを実施しました。認定後の現在でも、継続して実施されています。

・傾斜地農業体験ツアー

「傾斜地農耕システム」が織りなす景観を楽しみ、傾斜地農業や集落に暮らす農家との



写真5 傾斜地農耕体験ツアーの様子

交流などを体験できるツアーを開催しました。(写真5) これまでメディア関係者、学生、企業など多様な方々に参加いただいています。

・シンポジウム等

「傾斜地農耕システム」を構成する農業技術や農文化、景観、生物多様性などをテーマに、県内各地でシンポジウム等のイベントを開催しました。(写真6)

・観光農園

そばの花が一面に咲く傾斜畑の景観を楽しんでもらうため、つるぎ町猿飼集落の傾斜畑を、観光農園として期間限定で一般開放しました。(写真7)

・文化継承事業

「傾斜地農耕システム」が育んだ農文化を次世代に継承するため、学校教育と連携し、講習会等を開催しました。また、伝統的農耕行事を学習プログラムの一環として、取り入れていただいております。

例 雨乞い踊りをして農作物の豊作を祈る

「神代踊り」(三好市西祖谷 櫛生小学校)

(写真8)

集落の家々を回って家業繁栄や五穀豊穡を祈る農耕行事「お亥の子さん」(つるぎ町 貞光小学校)等



写真6 シンポジウム



写真7 観光農園 (つるぎ町貞光)

また、取り組みを推進するにあたり資金・機動力・学術的専門性等が欠けていたため、協議会組織体制の拡充も図りました。

先述の六団体に加えて、徳島県(農林水産部、西部総合県民局)、徳島大学や農研機構(※注1)といった研究機関、各市町の民間農業団体等が加わり、多角的に活動に取り組むことができるようになりました。

これらの取り組みを経て、平成二十八年、農林水産省へ日本農業遺産(図3)及び世界農業遺産の認定申請を行いました。書類審査・プレゼンテーション審査・現地調査などの度重なる審査を経て、平成二十九年三月に農林水産省より日本農業遺産に認定を受けました。同時に世界農業遺産への申請も認可され、同年に農林水産省を通じてFAOへ申請を行いました。書類審査や現地調査を経てFAOの設置した科学助言グループ(SAG)により厳正なる審査が行われ、平成三十年三月に晴れて世界農業遺産の認定を受けることができました。(写真9)



写真8 神代踊り (三好市西祖谷)



写真9 ローマでのFAO認定証授与

地域にお住まいの方々をはじめ、様々な方からの協力を得て、ようやく世界農業遺産認定へと漕ぎ着けたのですが、認定はただの出発点にすぎません。先人たちの英知の結晶である「にし阿波の傾斜地農耕システム」を、時代に沿った形で動的に保全し、次世代に継承していくとともに、世界の食料安全保障と持続可能で公平な開発への貢献が、当地域の使命であります。しかし、「担い手不足」や「農業所得の向上」「鳥獣害」「景観保全」など、課題は山積みです。認定後には、一般社団法人そらの郷、地域商

5 今後の取り組みについて



図3 日本農業遺産とは

にし阿波地域は、世界農業遺産だけでなく、「観光圏（※注2）」や「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）（※注3）」などにも認定されている、日本でも数少ないインバウンド対応のトリプル認定地域です。この好条件を活かし、体験型観光の推進や、農業・食と観光を結び付けた事業などにも取り

6 結びに

主な課題と対応策

課題	対応策
担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> ・UJIターン就農者のサポート制度の充実 ・地域出身者帰農のための誘致 ・JA女性部など、女性が活躍できる取組の推進 ・企業と連携した、委託や協働型の取組推進
農業所得の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化等による農作物、加工品の高付加価値化 ・都市部等への販路の拡大 ・農泊（農林漁家民宿、体験型教育旅行受入家庭）体制の充実、受入の増加
鳥獣害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置の推進 ・モンキードッグの導入 ・獣肉処理加工施設の有効利用 ・ジビエ料理店の設定推進

社阿波ふうど、美馬・阿波池田青年会議所などが新たに協議会に加わり、組織体制が更に強固なものになりました。これらの多様な協議会構成団体が積極的に活動することは勿論、地域内外を広く巻き込んだ保全・継承体制を敷いて参りたいと存じます。

組み、農業的観点以外にも様々な角度から「にし阿波の傾斜地農耕システム」を保全・継承していくために邁進して参ります。

【注釈】
※注1…農研機構
※注2…観光圏
※注3…SAVOR JAPAN

正式名称は「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」。その西日本農業研究センターは、近畿中国四国地域の特徴である、中山間地及び傾斜地ならびに都市近郊における多様な農業の課題解決と地域の活性化を目指して、研究及び技術開発と普及に取り組みんでいます。四国では、主に香川県善通寺市に研究拠点を置いています。

観光圏とは、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる魅力ある観光地域づくりを促進するものです。（観光庁ホームページより抜粋）

にし阿波地域は「にし阿波く剣山・吉野川観光圏」として、観光庁より認定を受けています。また近年では、インバウンド対応の先進事例として扱われています。

※注3…SAVOR JAPAN
（農泊 食文化海外発信地域）

地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取り組みを「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」として認定する制度を平成二十八年度に創設しました。（農林水産省ホームページより抜粋）

にし阿波地域は、認定第一号となりました。

「徳島県庁」での勤務を通じて

徳島県政策創造部地方創生局長 渡邊峰樹

はじめに

徳島県庁に赴任したのは平成二十七年五月一日。早いもので県庁生活も既に四年目に突入していますが、この間、県土整備部住宅課、保健福祉部長寿いきがい課、地方創生局地方創生推進課、そして現在の職務に至るまで、実に幅広い業務を経験させて頂いております。

国土交通省から出向しているからか、時々、周りの方から庁内異動の際に「関係のない業務で大変ですね」などと言われたこともあり、但し「関係ない？」ことなどなく、むしろ介護保険制度を前提に成り立つ「地域包括ケアシステム」や、人口減少の克服・東京一極集中の是正を目指す「地方創生」は、国土交通行政と密接不可分な関係にあり、この先の省庁勤務においても貴重な財産になると確信しています。

今回、「阿波の自治」への執筆機会をいただいたので、徳島県での「気づき」を中心にまとめさせていただきます。

現実を知る機会

徳島県市町村振興協会発行の冊子であることから、主に市町村の方々が目を通される機会が多いとお聞きしています。恥ずかしながら、私自身、県庁はもちろん地方公共団体での業務も初めてでしたが、基礎自治体である市町村の行政を間近にする機会も初めてといってもよい状況でした。市町村では、業務量に比してマンパワー不足、一人でも役もこなす、といった状況は、以前から耳にする機会はありましたが、現実はずっと厳しい状況と感じましたし、今後この状況が劇的に改善することは難しいだろうとも感じました。では、どうするのか？といっても、私には難局打開の妙案はないのですが、市町村をはじめ現場の方々とお話しさせていただく機会の中で、もう一つ別の感覚が湧いてきていました。

『都会の視点』に重きを置き、国の施策が立案されていることはないだろうか。」

保健福祉部で介護保険を担当した際に、三好市

の中山間地での訪問介護に同行させていただく機会がありました。細い山道を抜けながら、点在する民家を訪問していく、移動するだけでも大変な労力を要する状況ですが、これを毎週かさずに行っていることを目の当たりにして、これが現実だと強く意識したことを鮮明に覚えています。このような状況故、地区によっては、例えば県内都市部のように介護事業者が進出していないため、市及び市社会福祉協議会が最後の砦として奮闘していたとも記憶しています。

「地域包括ケアシステムの構築」と言葉にしてしまえば簡単なのですが、実践は容易なことではなく、切迫した高齢化と過疎化に悩む地域において、うまく機能しているとは言いがたく、もどかしさと厳しい現実を知る機会でした。これに限らず、県土整備部での高齢者や子育て世帯など住宅確保要配慮者向けの施策などもそうですが、国が



本楽寺の枯山水と吉野川（四国八十八景・美馬市）

講じた施策が県内で展開される状況をみて、国の施策立案側が施策に込めた考え方や効果と、実際に現場で求められていることの間、幾度となく乖離が生じていると感じる場面がありました。(何を持って都会といい、地方というかの議論はさておき) もし「都会の視点」と「地方の視点」というものが存在するならば、その乖離の正体の一端は「都会の視点」が施策立案過程で優先されていることなのではなからうか。

県庁でよく耳にする「現場主義・県民目線」。当たり前といえば当たり前の考え方ですが、やはり、この言葉が施策を立案する上で根底にあるべきものとして、省庁に戻っても、改めてこの点を大事にしたいと痛感した次第です。

「想像」を超える「創造」力で 地域づくりを

神山町・美波町を筆頭に今や県内に広がるサテライトオフィスや、上勝町の葉っぱビジネス、伊座利の漁村留学をはじめとした地域づくりなどなど、県内各地で進む地方創生の数多くの取組みは、度々報道で取り上げられ、全国的に注目されています。私自身、NPO法人グリーンバレー 大南さん、株式会社社いるどり 横石さんのご講演を拝聴する機会を得て感銘を受けましたし、いずれも一朝一夕で成し遂げられたものではないものの、どんな過疎地にあっても輝く可能性があることを示してくれています。

大南さんが提唱された「創造的過疎」。この誰もが想像だにしない発想をきっかけとして、触発された多様なジャンルの人々が神山町に集まり、

同町は、人が仕事をよび、仕事人が人をよび、そして地域が活性化するという好循環を実現し、まさに地方創生のモデルとして君臨しています。こうした成功事例をみて、私を感じることは、「創造的過疎」の発想もそうですが、「想像」を超える「創造」力があればこそ実現しているのではないだろうか。

地に足の着いた地域づくりを進める上で、上述したお二人のような地域に輝きをもたらす存在はとても重要ですが、ここまでの存在がいる地域は稀有でしょう。ただ、「想像」を超える「創造」力の視点は、地域を熟知し実践の積み重ねがあつてこそ得られていくものではないかとも考えています。

ひとりで難局打開できる時代ではありませんし、自治体とて、例外なく労働力不足に直面し、地域によっては自治体機能の維持すら危ぶまれる時代が到来する懸念も多方面で示されています。一方で、ソーシャルベンチャーという言葉が一般化してきたように、若い世代を中心に、地域に入って課題解決に取り組む多種多様な取組みが芽生えてきています。こ



落合集落 (重要伝統的建造物群保存地区・三好市)

うした若い世代を中心とした価値観の転換によって、地域づくりにおける「民」の存在感が高まりつつある中、それぞれの自治体が地域づくりにかける行政としての関わり方の最適解を導いていかねばなりません。神山町は最適解を導き出し体現しているように思いますし、この最適解は自治体によって異なるはずですが、何よりも、地域づくりに「官民連携」が必須とすれば、自治体は、官民問わず一人のスーパーマンの登場を待つことなく、相互の力を最大限に引き出す最適解を見つけていくことによって、その可能性は無限大に広がっていくのではないかと考えます。そうであるならば、「想像」を超える「創造」力も、実践を積み重ねたチームワークにより生み出される可能性は大いにあるはずです。

結び

ここまで取り留めのない話を書いてしまいました。徳島県庁にお世話になって、取り組んだ施策がダイレクトに伝わるフィールド(現場)を持つことの幸せということを実感していました。この感覚は、県や市町村であればこそ、より強く実感できるものだと思います。人口減少や高齢化など、徳島県は全国に先駆けて課題に直面する一方で、これまでも全国にその処方箋を示し、まさに課題解決のトップランナーとして躍動してきています。私も徳島フアンのひとりとして、今後とも徳島県内で展開される取組みに注目し勉強させていただき、そして応援していきたいと考えています。

地方創生の動き

全体像



二点目に、美馬市と包括的連携協定を締結している四国大学の「新あわわ研究所」が取り組む地域研究と連動した「いきがい支援プログラム」の開発についてです。移住者・市民双方を対

象とした生涯学習講座「みま学講座（仮称）」の開設に向け、美馬市の歴史・文化・伝承等をより深く学ぶことができると期待。移住者を受け入れるにあたり「売り」「強み」となるだけでなく、移住者・市民双方にとっての「アクティブライフ」を送る環境整備につながるものでありますので、今後とも四国大学との連携を十分に図りながら進めていく予定です。

三点目に、「農林漁家民宿」の推進

についてです。地域におけるアクティブシニアの活躍の場をつくることも、移住・交流の活性化を図る取り組みを進めるため、本市特区提案の宿泊・食事・農業体験を地域内で行う「分散型農家民宿」が、県との連携のもと、美馬市が先行モデルとして制度化が図られたところであり、この背景には、一軒の農家で全てを提供することは負担が大きく、役割を分散させることで負担を分散させ、開業促進を図る目的があります。また、本年三月には、本市を含む県西部地域が「世界農業遺産」の認定を受けたことから、地域における「宿泊」や「体験」のさらなる充実と魅力発信を図るため、「分散型農家民宿」の具体化に向け、地域での連携体制の構築を図っていきたく考えています。今後移住者や地域住民による農家民泊の開業に取り組むことにより、市内地域の農地や空き家の活用推進と「地域力」の維持向上につなげたいと考えています。

また、生涯活躍のまち関連施策として、美馬市に移住し市登録の介護施設・医療施設への就労者に対する賃貸住宅家賃、子どもの養育費、通勤用自動車購入費を助成する「介護看護人材就労・定住促進事業」など移住・定住に向けた美馬市オリジナルの各種助成制度を創設しています。

今後、国・県、市の各種移住・定住施策をリンクさせ、若年層から中高年齢層まで誰もが健康で安心して生涯活躍できる美馬市づくりに向けて邁進してまいります。



想

市町村課での一年

阿南市総務部税務課課長補佐

石山 博章

はじめに



平成十六年、阿南市・那賀川町・羽ノ浦町合併協議会において、一市二町の合併協議が進む中、平成十六年度徳島県市町村職員派遣研修生として、徳島県民環境部地域振興局（現・政策創造部地方創生局）へ派遣されるといふ内示をいただきました。

当時、旧那賀川町では、毎年、研修生を派遣しており、先輩方の多くも市町村課財政担当や税政担当などでスキルアップを図り、その知識を活かし町の発展に貢献されてきたことはなんとなく理解していました。

内示はいただいたものの、よくよく考えている内に、私のようなキャリアで県職員の皆様に迷惑をかけないよう一年間務まるのか、日を重ねることに不安が増していくのがわかりましたが、

月日は留まることはなく、辞令交付式の平成十六年四月一日を迎えることになり、私の徳島県庁での一年が始まりました。（以下、文章は十四年前の事柄なので記憶が曖昧です。）

前期研修



初日の四月一日は、他市町村からの研修生と初顔合わせし、辞令交付式が行われ、併任徳島県事務吏員の辞令をいただき、前期は県民環境部地域振興局市町村課選挙担当に配属されました。旧那賀川町から派遣された先輩方は、大抵、財政担当か税政担当であったように記憶していた私は、なぜ、選挙担当に配属されたのかと疑問に思いながらも拜命した以上、微力でも貢献できるように、県の事務決裁処理の流れを早く覚えると同時に公職選挙法などの関連法規や逐条解説などを読み解きながら電話対応などをした記憶があります。

当時の選挙担当の体制は林係長を中心に、平成十六年七月十一日執行の第二十回参議院議員通常選挙に向けた準備が進められており、その中へ私が飛び込むような形でしたが、年齢の近い上野事務主任や林主事にいろいろと教わりながら苦しいながらも楽しく業務を遂行することができました。（この二人と後期研修でお世話になった板東主事、彼らが南部総合県民局に在籍していた時には、私が財政係長であった

ことからいろいろとお世話になりました。）

知識もあまりないまま臨んだ、立候補予定者説明会での各陣営に対する説明や選挙公営の準備、印刷物のチェックなど毎日、深夜・未明に帰宅したことをよく覚えています。

この様な日々の業務の中で、目からうろこであったのが、読み合わせ作業の仕方です。突合読み上げ時に「規程〇〇きほど」、「規定〇〇きさだ」、その他、同音の漢字を英語で読むなど、最初は何を言っているのかと不思議に感じましたが、その方法が正確で一言一句間違えてはならない場合に採る方法だと学び、今でも実践しています。

選挙担当当時の大きな思い出は、二つあり、一つ目は前述した選挙の執行期日の開票事務で国への開票状況の報告などで未明まで作業が続き、その日は、十一階講堂のフロアに直接横になり寝たこと。二つ目は、盛夏、『明るい選挙連（めいすい連）』を編成し、阿波踊りに参加し（若さを爆発？〈当時三十二歳〉）、常時啓発を行ったことが忘れられない思い出となっています。

後期研修



後期は、市町村課財政担当へ配属が変わり、松永係長、阿部事務主任、板東主事に私を含め三人の研修生とともに当初予算協議ヒアリングや市町村が

立候補予定者説明会



固定資産税係との打ち合わせ

研修生だより



明るい選挙連 (めいすい連)

らの財務に関する質問応答などを行いました。

わずかではありませんが、予算や地方交付税制度について、知識があったので前期の選挙担当ほど苦労はなかったのですが、各市町村から提出された各種報告のとりまとめ(当時五十市町村分)に苦慮したことを鮮明に覚えていきます。

与えられた業務に加え、阿部事務主任の補助として特別交付税の基礎数値のとりまとめを行う中で、各団体の財政における特殊事情等を知ることができ大変貴重な経験をさせていただきました。

秋から順次行った交付税検査では、これまで足を踏み入れたことのない市町村へも訪れ、西は現在の東みよし町、南は現在の美波町へと出向き、道路橋りょう費の算定を中心に検査を行いました。市町村では二年ごとあるいは三年ごとに検査を受けるのですが、立場変われば毎年、多くの団体の検査を行う必要があることで市町村課財政担当及び税政担当の皆様のご苦勞を目の当たりに感じることもできました。

そして後期研修も後半になる頃、国の地方財政対策の説明会などのため上京し、入手した資料を課へ送信し、帰庁後、テープ起こしをして概要やポイントをまとめました。市町村向け説明会までの期間が非常にタイトであったように記憶しています。当時は国から

市町村への税源移譲、いわゆる三位一体の改革が推進され三兆円規模の税源が移譲される閣議決定がされた年であったと記憶しています。

後期の半年間ではありませんが、財政担当で経験したことは、後に財政係長、財政課課長補佐、税務課課長補佐を拝命した現在も役立っており大変感謝しています。

阿南市について



阿南市は、四国の最東端に位置し、那賀川水系により形成された沖積平野とリアス式海岸をもつ臨海部、山地からなる豊かな自然があふれ、それらと調和した産業都市として発展してまいりました。

近年では、市内に本社を置く化学会社が製造するLEDを活用したまちづくり事業を「光のまち阿南」、野球による活性化を図るため「野球のまち推進課」を設けるなど、岩浅市長を先頭に特色のあるまちづくりを進めてまいりました。また、今年度は市制施行六十周年の節目の年で各種記念行事が開催されています。

四季折々の海、山、川の風景を借景にした、さまざまな魅力の観光名所を巡ったあと、かもだ岬温泉で日頃の疲れを取りに是非、阿南市へお越しただけたらと思います。

おわりに



今年の三月までの七年間、財政係長、財政課課長補佐を経て、四月から税務課課長補佐を拝命し、引き続き、市町村課の皆様と関係のある部署に異動いたしました。

先日、「阿波の自治」原稿依頼を頂戴し、快く引き受けたものの、さすがに十四年の月日は長く、当時の記憶も大半が薄れ、なかなか筆が進まなかったのが事実です。

しかし、不思議なもので筆を進めるごとに当時の記憶が蘇り、なんとか筆を納めることができました。

私も今年で四十八歳、いわゆるアラフィフと呼ばれる年齢となり、老眼が進み、腰痛や膝の痛みなども出てきました。多忙を極める地方創生局の皆様におかれましても、お身体のケアをお忘れにならず、今後とも私も市町村に対するご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、研修当時お世話になった県職員の皆様及び関係者の皆様には、紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

同期研修生の皆さん、お元気で変わりありませんか。

私は八年越しに財政課を離れ、わずかながら時間に余裕ができました。

また、一度みんなで見たいものです。

研修から得たもの

三好市立三野病院主任主査

岡本 孝

はじめに

私が、徳島県西部総合県民局企画振興部にし阿波振興担当で研修生としてお世話になったのは、平成二十二年度で、はや七年経ちました。当時、旧三野町の職員となつてから、市町村合併を経て、勤務年数十八年を超え、年齢も四十歳を過ぎていたため、とても不安でした。

前期研修

まずは、前任者から引き継いだ前年度の西部二市二町への合併特別交付金の交付事務等の残務処理でした。

四月中旬から七月下旬にかけては、給与実態調査、定員管理に関する調査、起債計画書、公営企業と普通会計の決算統計、財政健全化判断比率、資金不

足比率等、西部二市二町の検収業務をしていました。公営企業の決算統計については、病院での実務経験がありましたが、その他の業務については、県民局や市町村課の方にいるいろいろサポートしていただき処理することが出来ました。

当時、観光圏法に基づき、平成二十年十月一日国土交通大臣から観光圏認定を受けた徳島県二市二町（美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町）をエリアとする「にし阿波観光圏」の事務局を西部総合県民局企画振興部が担当していたこともあり、いろいろな観光地を知ることができました。なお、平成二十五年四月一日からは、新観光圏制度による「にし阿波く剣山・吉野川観光圏」が認定され、「住んでよし、訪れてよし」の観光づくりが行われています。

にし阿波振興担当では、「にし阿波お勧めビューポイント百選」事業を実施していて、一般から応募のあった写真を基に、現地確認調査のお手伝いをさせていただきました。美馬市は、脇町うだつの町並み、穴吹川、郡里廃寺等、三好市は、祖谷のかずら橋、落合集落展望所、黒沢湿原、下影の柵田、大歩危小歩危、健康とふれあいの森等、つるぎ町は、土釜、旧永井家庄屋敷、於安パーク等、東みよし町は、法市農村舞台、吉野川オアシスイルミネー

ション、加茂の大クス等、たくさん絶景ポイントめぐりをしました。

観光事業者等と地域の特産品生産者や商工業者等による「にし阿波土産品マツチング商談会」のお手伝いもさせて頂いたとき、にし阿波特産品の多さに驚きを感じました。

その他、二市二町の辺地計画変更の事前協議、平成二十三〜二十七年年度の過疎計画の協議関係の業務を担当しました。

後期研修

後期は、美馬市から派遣されていた方と交代で、政策企画関係の業務となりました。

西部総合県民局では、週一回局議（県民局長以下部長級の会議）が開催され、県西部の課題について協議が行われていました。私の業務は、局議担当の方の指示を受け、資料の整理と、パソコンへのプロジェクト用データ取り込み、会議室設営、会議終了後の会議録作成を担当していました。

また、県民局発足後策定された西部圏域振興計画の、第二次版策定を手伝わせていただきました。

後期の研修では、県民局の組織構成や動きについて、学ぶことができました。



市立三野病院全景

研修を終えて

研修を終えて得たものとして、まず、県の多くの方々と知り合いになれたこと、全国に自慢できる県西部の地域資源に触れたことです。当時面倒を見てくださった西部総合県民局のみなさん、本当にお世話になりました。また、いつかお世話になる時があると思いますが、ご指導よろしくお願いします。

市立三野病院について

現在配属されている三好市立三野病院について、ご紹介したいと思います。明治三十年に「三野村伝染病院」として新設され、昭和二十四年九月に「町立三野病院」（病床数一般三十床、結核二十三床）として開設、昭和四十三年四月に地方公営企業法財務規定適用数度の病床数変更を経て、昭和五十九年九月には七十五床（一般六十五床と結核十床）となりました。診療科は現在、内科、外科、整形外科を標榜しています。平成十八年三月の町村合併により、「三好市国民健康保険市立三野病院」に改称されました。平成十八年十二月から新診療棟での診療を開始し、十九年六月よりリウマチ膠原病外来、十九年七月よりリハビリテーションを開始しました。十九年九月には、

日本リウマチ学会教育施設の認定を受け、徳島県のリウマチ膠原病医療の発展に寄与しているところでは、平成二十年十月には、「徳島県西部保険医療圏における適正な医療を確保するための協定」を当院と県立三好病院、つるぎ町立半田病院の公立三病院との間で締結し、医師の相互派遣等を実施しています。平成二十三年十二月には、入院棟が完成し、病床数を六十床（一般病床のみ）に変更しました。平成二十五年九月に災害支援病院に、十二月に日本呼吸器学会関連施設に認定されました。平成二十六年七月から、病床六十床のうち三十床を地域包括ケア病床として、診療をしています。平成二十九年二月には、徳島DMAT（災害派遣チーム）として徳島県と協定を結びました。本年四月より、リウマチ・膠原病診療医育成の拠点として、三群病院としての役割を担っています。平成二十八年度に策定した「市立三野病院改革プラン」（平成二十八～三十二年度版）の経営の効率化と、県西部圏域の医療需要と地域医療構想との整合性を図りながら、医療体制の強化を目指しています。

※三群病院とは、一群（大学病院本院）と二群（一群に準じる病院 以外の病院で、効率性や複雑性が高い専門病院または中程度の地域中核病院等）である。徳島大学医学部医学科推薦



リハビリ室

入試の「地域枠」入学後の徳島県医師修学資金貸与事業の修学資金返還免除要件として、徳島県内の三群公的医療機関等において一定期間の業務従事が必要となっている。市立三野病院も徳島大学の卒後臨床研修協力医療機関として、内科、総合診療の受け入れ施設となっている。

最後に

今回、研修当手を振り返ると、とてもよい経験をさせていただいたと思います。当時、お世話になったすべての方への感謝を忘れず今後の仕事に活かしてまいります。

「自治体ファイナンス基礎講座」を受講して

徳島市会計課係長

佐々木 久典

はじめに

平成三十年七月の中旬に全国市町村国際文化研修所と地方公共団体金融機構が共催する「自治体ファイナンス基礎講座」に参加した。自分がこの研修に応募しようと判断した理由は、ちょうど係長に昇格した転機があり、日頃の会計事務の中で起きている課題について探求し、資金繰りなどの徳島市が抱える課題事項を掘り下げていくことが必要であると考えたからである。また、同じテーマを持つたくさんの方の地方自治体のメンバーと意見を出し合い、関係を持つことも自己鍛錬の上で重要であると期待していた。

自治体とファイナンスとの間にどう

いった接点があるのかイメージがわきにくい方もいると思う。微力ながら説明すると、行政を運営するための資金繰りは、民間企業と同じ思考であるといえる。財政・会計部門は請求に対して支払うことができ一日でも資金が不足しないように資金を準備する責任がある。具体的には財政運営上資金不足が予定されている場合は金融機関等からお金を借入もしくは債券を発行（調達）する。逆に余剰資金が当面続く場合は、定期預金への預金や国債等の債券の購入を検討することで、少しでも利鞘を稼ぐ（運用）こともできる。（逆に金融機関はこの立場が反転し、貸出借入の金利差が収益の柱となっている。）

自治体の資本そのものを一つの地域資源として考えれば、この限られた資源を持つ価値を活用し、最も確実かつ有利な方法を見極め、財政の継続性を高めることに課題が還元されると言え

る。刻一刻と変化する金融市場がグローバル化・IT化されることに従い、その調達・運用の考え方も複雑化している。つまりファイナンスとは、社会情勢等を深く認識し、この地域資源そのものもつ金融的価値を醸造することを対象としている。

研修内容

研修を受講するにあたり、事前に次の宿題が提示された。ひとつは地方公共団体金融機構が作成したeラーニング教材の自習と、もうひとつは自分の自治体が抱える問題点の抽出であった。私は今後の徳島市の財政状況を見据え、歳出増大に起因した資金繰りの悪化による資金運用の見直しを念頭におき、「資金運用・一時借入金繰替運用」をテーマとした。

研修は滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で四日間実施された。全国から三十六人が出席した。全体の構成として、県・市町村・広域連合及び地方公共団体金融機構の新任職員といった多様な組織から構成されており、



アカデミーレポート

所属も財政部門・会計部門・議員等、さまざまな経験を積んできた人ばかりであった。

研修は大きく資金調達と資金運用を主題として置き、知識及びケーススタディを学習することを目標に講義が進行された。eラーニングの自習内容をステップアップし、金融用語の解説、借入預入における金利の知識、民間（金融機関等）の考え方と交渉方法、金融庁や学術的な統計資料の紹介を通じた世の中の動向など、濃密な講義内容であった。

途中、先行自治体の職員を招聘し実践的な対応事例について解説を受けた。資金調達については広島県尾道市及び鹿児島県出水市の財政部門の担当の方が、資金運用については岩手水道事業団及び国東市の会計部門担当の方からそれぞれ貴重なレジュメと丁寧な説明があった。いずれの自治体の方々も、自分の自治体のノウハウを培っており、効率よく資金を調達・運用することを目標としていた。また、資金をマネジメントするうえで組織としての明確なビジョンがあり、かつ、庁内の職員間の意思統一が円滑に図られている印象を受けた。彼らは金融のプロでなく、経済事情に精通しているわけでもない。しかし組織内のパフォーマンスを最大限にあげることで少ない職員数でその人数以上の成果を上げている。これは大きな発見であり今後もっとも学ばな

ければならない要素の一つだと認識している。

グループ別演習では、六人ずつの六つの班に分かれて討議をすることになった。私が所属したグループは熊本県・鹿児島市・豊田市・高松市・鳥取広域連合の会計部門の方たちで、いずれも徳島市同様に資金繰りについて共通する問題を抱えていた。参加の動機として資金運用の効率的な運用や知識の習得、あるいは情報交換を目標としていた。私たちのグループでは資金運用に焦点を当て、特に「債券運用の考え方」「運用方法の妥当性とリスク対策」を中心に議論を重ねた。その議論の結果として、これまでの前例踏襲型の運用方法では職員の理解が進まないことや運用方針そのものが金融情勢と整合しなくなる恐れがあることがあげられた。つまり現状のリスクを把握し、常に最新の情報を習得の上で、期間や時期をよく検討して金融機関と取引を行わなければならないこと、次に、組織の中で財政や資金繰りに対する職員の意識を高め、いかに理解してもらうかも大きな課題であることが提起された。

また、研修中の合間に講師とのQ&Aによるやり取りの中で、資金調達と資金運用の方向性とは、「表裏一体の関係」であることを学んだ。つまり効率的な運用とは、全体の資金の収支を一元的に管理することにより、支払利

息と運用収益の収支バランスを勘案し、「資金トータルで、最も確実かつ有利な運用」を目指すことが重要であると学んだ。

まとめ

講義の中で身にしみて感じたことがある。社会的な要請として、自治体は今後ますます住民への情報公開や説明責任を果たし、より透明性を持って対応しなければならないということである。自治体の資本は規模としてその地域にある民間企業と比較してもかなり巨大な資金を扱っている。そういった組織であれば自己の資金管理を深く洞察するのは当然であり、研修で学んだことは無論、基本的な経済情勢は把握したうえで、市民からの問いかけがあればいつでも説明できる体制なり資料を準備しておかなければならない。そういった視点が必要であることを痛感した。

最後に、研修全体を通じて、知識の習得はもとより、全国から参加されたいろいろな立場の人と議論することができて大変有意義な時間を過ごすことができた。この貴重な体験を今後の公務につなげていければ価値のある研修であったと思う。最後に、研修に送り出して頂いた会計課の皆様にはこの場を借りて感謝を申し上げます。

鳴門市

鳴門駅周辺整備事業



ロータリー全景

J R 鳴門駅は、通勤、通学や観光などで年間約50万人の方が利用しており、駅前ロータリーの路線バス等を加えるとその利用者数は約60万人に上り、名実ともに「まちの顔」として、多くの市民や観光客に利用されてきました。

しかしながら、昭和45年に整備されて以降大規模な改修がされておらず、社会情勢の変化や老朽化に伴い、安全性、利便性、景観等に多くの課題が発生していました。

そこで、鳴門市では、国の交付金を活用して、バリアフリー化や利便性・機能面の向上、景観改善やイメージアップのための周辺整備を平成27年度から平成30年度にかけて実施し、一部を除き平成30年7月に供用を開始しました。

主な整備内容は、①歩道橋のバリアフリー化、②駐輪場の整備、③バス停の改修、休憩所の設置、④花壇、ガラスモニュメントの設置、⑤観光案内所の設置、⑥足湯の設置の6つとなっています。

まず、1点目の歩道橋のバリアフリー化についてですが、従前は線路を跨ぐ歩道橋でしか駅を挟んだ東西への移動ができず、高齢者や車椅子をご利用の方にご不便をおかけしていました。これを解消するため、東西を行き来できる歩行者・自転車用通路を新設し、歩道橋を撤去しました。これにより、駅東側にあるバス停を利用する観光客が、バスの待ち時間に駅西側にある商業施設を利用するなど、バリアフリー化に加えて利用者の利便性向上も図られました。

2点目の駐輪場については、鳴門駅周辺の駐輪場が駅西側にしかなく、駅東側で放置自転車が散見され、歩行者の通行の妨げとなっていたほか、周辺の景観を損ねる原因となっていました。そこで、歩行者・自転車用通路と合わせて駐輪場を整備したほか、駅東側に駐輪場を新設し、約250台が駐輪可能な駐輪場を整備しました。現在では、自転車は駐輪場に整然と置かれ、放置自転車は激減しました。今後、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、駅周辺の美観の維持と通行利便性の確保を図る予定としています。

3点目のバス停については、老朽化したバス停を改修するとともに、外国人観光客に配慮した英語表記の案内看板の設置、風雨をしのげる休憩所の新設などを行いました。

4点目として、駅前ロータリーに渦潮をモチーフにした花壇を新設するとともに、平成29年度に実施し

たイルミネーションイベントで使用したガラスモニュメントのレプリカを設置し、昼夜を問わず訪れた方が楽しめる景観を整備しました。

5点目として、公共交通機関を利用して本市を訪れる観光客や、近年増加している外国人観光客の利便性向上のため、外国語対応が可能な観光案内所を設置しました。施設内では、観光案内のみにとどまらず、物販



観光案内所

機能を設けたほか無料公衆Wi-Fi、クレーンゲーム、市内の情報を発信するテレビモニターなどを設置し、訪れた方に憩いの場として親しまれています。

最後に足湯の設置についてですが、駅を利用する観光客や市民の皆様へ憩いの場を提供することを目的に整備したもので、公募により「駅前足湯ふるいで〜」



足湯

と愛称を決定しました。源泉には天然温泉である「自然温泉あらたえずしおの湯」を利用しており、利用料は無料、休館日は毎週月曜日

(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)と年末年始で、開館時間は午前9時から午後5時までとなっています。

観光客、バス利用者、J R利用者や健康づくりを目的とした高齢者など幅広い層にご利用いただいております。オープンした7月1日から11月30日までの5ヶ月間で利用者は延べ7,400名となっています。

また、徳島ヴォルティスの試合を観戦に訪れた方にも足湯をご利用いただけるよう、ホームゲーム開催日には足湯をヴォルティス仕様としています。

鳴門市の顔として新しく生まれ変わったJ R 鳴門駅前にぜひお立ち寄りください。

お問い合わせ

鳴門市企画総務部戦略企画課
TEL 088-684-1713

上勝町

いろどり山を活用した産業振興事業

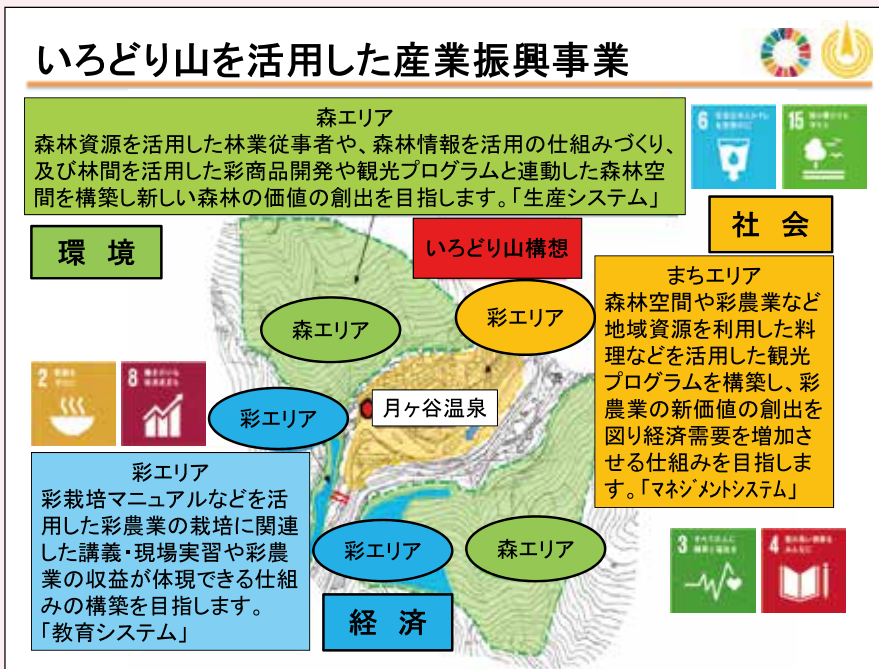
上勝町は人口1,545人（2015年国勢調査）の少子高齢化が進む四国で一番小さな町ですが、この小さな町が全国から注目されるきっかけとなったのが「いろどり」です。日本料理に添える葉っぱをおばあちゃんたちがタブレット端末を駆使しながら出荷して、年商2億6000万円の産業に成長しました。そして、2020年までに焼却埋立てごみゼロを目指すゼロ・ウェイスト施策にも取り組み、持続可能な社会を目指す町としても知られるようになりました。

本町では、平成27年9月「上勝町地域創生総合戦略」を策定し、様々な事業に取り組んでいます。その一つに「彩山（いろどりやま）を活用した産業振興事業」があります。平成30年にはSDGs未来都市にも選定され、この事業をとおしてSDGsに寄与できるよう取組を続けています。

SDGsとは、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標です。

地域資源を活かした経済的自立と葉や花にとどまらず町全体が最も美しく持続する戦略として「いろどり山」構想を掲げ、次世代の町の産業形成と担い手の育成・定着を目指しています。

上勝町の基幹産業は農業であり、その多くが彩農業に従事していることから、次世代の担い手を確保育成していくことが、基幹産業の農業の持続的な発展につ



ながると考えています。

葉っぱビジネス（彩農業）の独自性は、木の葉っぱを収穫するという農業と林業のハイブリッド産業であり、かつICTを駆使した情報産業でもあります。このため従来の個別の農業、林業の人材育成とは異なるノウハウが集積されています。

この経験値を如何なく発揮し、主要産業である農林業の付加価値と生産性の向上を図る「いろどり山構想」を推進して、関連産業への従事者を増加させることを目指します。さらには、耕作放棄地や荒廃した山林を減少させ、それによって生まれる景観の美しさ、暮らしの楽しさに移住者やヘルスツーリズムなどによる観光客などの流入人口の増加、彩関連ビジネスの創出を図り、地域経済を活性化させたいと考えています。

経済を軸にした彩エリア、社会を軸としたまちエリア、環境を軸とした森エリア、どれか一つを軸とした取組をすることで別の軸にも影響を及ぼす「相乗効果」があり、彩山を活用した産業振興事業は「経済」、「社会」、「環境」の3側面を統合した取組といえることから、この事業をSDGsのモデルとして国内外に発信していきたいと考えています。



彩山にかかる「いろどり橋」渡橋式の様子

お問い合わせ

上勝町企画環境課

TEL 0885-46-0111

公職選挙法と政治資金規正法の 寄附の禁止等について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局主事併任） 西川 光利

はじめに

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と有権者とのつながりはとても大切です。しかしながら、県内においては残念なことに金銭等が関係する事件が起き、公職選挙法違反について、メディアで取り上げられていたのは記憶に新しいところです。

そこで今一度、寄附について確認します。寄附とは、金銭、物品などの供与またはその

約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

このような寄附について、公職選挙法と政治資金規正法において禁止等を加えています。規制の内容は両法で別々に規定していることもあります。

公職選挙法の寄附

（1）候補者等の寄附の禁止

候補者または候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）（以下「候補者等」といいます。）や候補者等が役員等を務める会社その他の法人又は団体の当該選挙区内にある者に対する寄附については、次の表に記載したとおり
の制限があり、違反した場合は原則として罰則の対象となります。

〔当該選挙区内にある者〕

当該選挙区内にある者とは、その者が選挙権、被選挙権を有する与否にかかわらず、候補者等の選挙区内に住所を有する者および滞在している者をいいます。個人だけでなく、会社、団体、国、県、市町村なども含まれます。



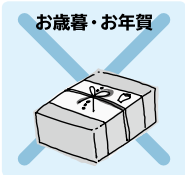
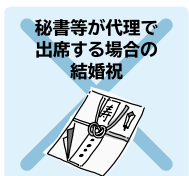
政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています（答礼のための自筆のものを除く）

みんなで
徹底しよう

三ない運動

- ・贈らない!
- ・求めない!
- ・受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。



総務省 なるほど!選挙「寄附の禁止」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

公職の候補者等、後援団体等による寄附の制限について

寄附の主体	平常時	一定期間
公職の候補者等	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体に対する寄附 2 親族に対する寄附 3 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食料を除く） （注）次のものは政治教育集会から除かれます。 （1）参加者に饗応接待が行われるもの （2）選挙区外で行われるもの （3）選挙ごとの一定期間内に行われるもの	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。 また、左記のほか、その公職の候補者等に係る後援団体に対する寄附は禁止される。（当該後援団体が資金管理団体である場合を除く。）
公職の候補者等が役員または構成員である会社その他の法人または団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず、当該候補者等の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附	同左
公職の候補者等の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人または団体	当該選挙に関し、選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該公職の候補者に対する寄附	同左
後援団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該後援団体が推薦または支持する公職の候補者等に対する寄附 3 当該後援団体の設立目的により行う行事または事業に関してなされる寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてなされる寄附を除く。）	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。
上記を含むすべての者		後援団体の総会その他の集会、後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対する供応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）、金銭、記念品その他の物品の供与は禁止される。

上表の「一定期間」は次のとおりです。

一定期間の目安

選挙の種類	一定の期間
衆議院議員総選挙	任期満了の日前90日に当たる総選挙の期日まで衆議院の解散の日の翌日から総選挙の期日まで
参議院議員通常選挙	任期満了の日前90日に当たる日から通常選挙の期日まで
地方公共団体の議会の議員および長の選挙（任期満了によるもの）	任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日まで 統一地方選挙の場合 選挙期日前90日に当たる日から選挙の期日まで 地方公共団体の長および議員の任期満了日が90日以内の場合で、これらの選挙日を同時に行うこととしてその旨を告示した場合は、任期満了の日前90日に当たるとその告示の日のいずれか早い日から選挙の期日まで
地方公共団体の議会の議員および長の選挙（任期満了によらないもの）	選挙を同時に行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日から選挙の期日まで
衆・参議院の議員、地方公共団体の議会の議員および長の再選挙または補欠選挙	選挙を同時に行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日から選挙の期日まで

- （2）その他選挙に関する寄附が禁止される者
- ① 国、県、市町村と請負契約をしている者が、国やその県および市町村の選挙に関して寄附をすることは禁止されています。
 - ② 会社その他の法人が融資を受けている場合に、その融資を行っている者が国、県、市町村から利子補給を受けているときは、その融資を受けている会社や法人などが国やその県および市町村の選挙に関して寄附をすることは禁止されています。
 - （3）候補者等を名義人とする寄附の禁止
候補者等の寄附禁止の趣旨を徹底するため、何人も候補者等を寄附の名義人として選挙区内にある者に対して寄附を行うことはできない（次の場合を除く。）こととされ、違反した場合は罰則の対象となります。
ア 候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に対してする場合
イ 候補者等が行う政治教育集会（参加者に対して供応接待が行われるもの、選挙区外において行われるもの、選挙ごとの一定期間内に行われるものを除く。）に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食料を除く）

く。)としてする場合

したがって、候補者等の親族や友人が、候補者等を名義人とする寄附を選挙区内の者に対してすることは罰則をもって禁止されます。

(4) 寄附の勧誘・要求の禁止

何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、または要求することはできない(次の場合を除く。)こととされ、威迫して、または候補者の当選や被選挙権を失わせる目的でこれらの行為を行うと罰則の対象となります。この場合、威迫とは人に不安の念を抱かせるに足りる行為をいいます。

ア 候補者等の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に対する寄附の勧誘または要求をする場合

イ 政党その他の政治団体に対する寄附の勧誘または要求をする場合

ウ 候補者が行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事、食料を除く。)としてする寄附の勧誘または要求をする場合

政治資金規正法の寄附

(1) 企業・労働組合等の団体の寄附の制限

(法第二二)

① 企業・労働組合等の団体が、次の者以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることが禁止されています。

- ア 政党
- イ 政治資金団体

② ①の制限に違反してされる寄附については、

寄附をした者、寄附を受けた者は、一年以下の禁錮又は五〇万円以下の罰金(団体にあつては、その行為者を罰するほか、団体に対しても五〇万円以下の罰金)に処せられ、公民権を停止されるとともに、選挙運動をすることができなくなります(法第二六、公選法一三七の三)。

③ ①の寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないものとされており、この勧誘・要求をした者についても、②と同様の刑罰等に処せられます。

④ 「企業・労働組合等の団体」とは、企業、労働組合、職員団体のほか、各種の業界団体、宗教団体、文化団体、労働者団体、親睦団体等、法人であると否とを問わず、すべての団体(政治団体を除く。)がこれに含まれます。

(2) 公職の候補者に対する寄附の制限

(法第二二の二)

① 個人が公職の候補者の政治活動に関して、金銭等、すなわち金銭及び有価証券(小切手、手形、商品券、株券、公社債券等)による寄附をすることは、選挙運動に関するものを除いて禁止されています。ただし、政党が公職の候補者に対してする寄附は認められています。

② つまり、公職の候補者の政治活動に関する寄附のうち、金銭等による寄附は政党がするもの以外は禁止され、物品による寄附、便益・労務による寄附(事務所用の部屋や労務の無償提供など)等の金銭等によらない寄附のみが認められています。

一方、選挙の陣中見舞等、選挙運動に関する寄附は金銭等でも認められています。ただし、いづれについても、企業・労働組合等の団体が行うものは一切禁止されています。

③ 政党以外の者が公職の候補者の政治活動に充てるために金銭等を寄附することは、公職の候補者本人に対してするものはもちろん、公職の候補者の秘書や親族に対してするものであっても、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関してされる寄附である限り禁止されています。

④ ①の制限に違反してされる寄附については、寄附をした者、寄附を受けた者は、一年以下の禁錮又は五〇万円以下の罰金に処せられ、公民権を停止されるとともに、選挙運動をすることができなくなります(法第二六、第二八、公選法第一三七の三)。

(3) 寄附等への公務員の関与等の制限

(法第二二の九)

① 国又は地方公共団体の一般職に属する公務員(令第二四条に定める公務員等を除く。)等は、その地位を利用して、次に掲げる行為をすることが禁じられています。

ア 政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与すること。

イ 政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払いを受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与

寄附の量的制限の概要

寄附者	個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体					
	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	政党	政治資金団体	政治資金団体	政治資金団体	その他の政治団体	
政党・政治資金団体	年間2,000万円	制限なし	資本金・組合員数等に 応じて 年間750万円 ～1億円							
その他の政治団体	資金管理団体	年間1,000万円 (※1)	禁 止		制 限 な し					年間5,000万円
	資金管理団体以外の政治団体	年間1,000万円 (※1)								
公職の候補者	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止(※3)	金銭等に限り禁止(※3) その他は年間150万円								金銭等に限り禁止(※3) その他は制限なし

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
 ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
 ※3 選挙運動に関するものについては、金銭及び有価証券による寄附ができる。
 ※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
 (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

総枠制限の一覧

会 社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体 以外の団体 (前年における年間の経費)	政党・政治資金団体 に対する寄附の年間 限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	10万人以上～15万人未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	15万人以上～20万人未満	8千万円以上～1億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	20万人以上～25万人未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～250億円未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～300億円未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～350億円未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～400億円未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～450億円未満	45万人以上～50万人未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～500億円未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～550億円未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～600億円未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～650億円未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～700億円未満	70万人以上～75万人未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～750億円未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～800億円未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～850億円未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～900億円未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

② 何人も、①に掲げる公務員等に対し、①により当該公務員等がしてはならない行為をすることを求めてはなりません。

(4) 寄附の総額の制限
(法第二の三)
上の総枠制限の一覧表を御参照ください。

おわりに

平成三十一年春には統一地方選挙、また、夏には参議院議員通常選挙を控えており、これから公職の候補者等や政治団体等の活動が活発になる中で寄附について各市町村へ多くの問い合わせが想定されますが、その際は、公職選挙法逐条解説や選挙関係実例判例集等を参考に公明かつ公正に政治活動が行われるよう各市町村において適切な御対応をお願いいたします。

人口減少を見据えた 定員管理計画について

市町村課主事（行政担当） 飯田 真規

はじめに

我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面している。

総人口は既に減少局面に入っている。十年前（二〇〇八年）の一億二、八〇八万人をピークに減少し始め、人口減少のスピードは加速し、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成二十九年推計）によれば、二〇四〇年には一億一、〇九二万人となる。その頃には毎年九〇万人程度減少すると見込まれている。

出生数は、ついに年間一〇〇万人を下回った。団塊世代（一九四七～四九年生まれ）が生まれた頃は毎年二六〇万人以上、団塊ジュニア世代（一九七〇～七四年生まれ）の頃には毎年二〇〇万人以上あった。しかし、団塊ジュニア世代に続く第三次ベビーブームは現れなかった。二〇一七年には九四万人まで減少し、二〇四〇年には七四万人程度になると見込まれている。

高齢化は、急速に進行する。二〇一五年に三、三八七万人であった高齢者人口（六十五歳以上）は、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる二〇四二年に三、九三五万人（高齢化率三六・一％）でピークを迎える見込みである。七十五歳以上人口はその後二〇五四年まで増加し続ける見込みである。

国及び各自治体は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、少子化対策や移住施策を進

めている。

しかしながら、今後数十年間は、人口減少と急速な高齢化は避けられない。二〇一六年に一、四四であった合計特殊出生率が、仮に二〇三〇年に一・八程度、二〇四〇年に人口置換水準の二・〇七程度まで上昇したとしても、その後長期にわたり人口減少は続く見込みである。

今後人口減少が進み、我が国を取り巻く環境に不確実さが増す中でも、住民が健康で文化的な生活を送り、地域経済を守るためにも、地方自治体が、安定して、持続可能な形で、行政サービスを提供し続けることは欠かすことができない。

高度経済成長期に整備したインフラや公共施設は、まもなく更新時期を迎えるが、対象人口が減少する中で、何を残し、何を活かすのか。サービスの供給体制も、将来の人口構成に合わせて、どうすれば最適化できるのが課題である。

人口減少によるさまざまな課題

そもそも、人口減少によってどのようなことが起こるのだろうか。

次のことを例として挙げてみる。

（１）生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小

我々が日常生活を送るために必要な各種サービスは、一定の人口規模のうえに成り立ってい

る。必要とされる人口規模はサービスの種類により様々である。

例えば、ある市町村に一般病院が八〇%以上の確率で立地するためには、二七、五〇〇人以上の人口規模が必要（五〇%以上の確率で立地するためには五、五〇〇人以上の規模が必要）とされている。人口減少によって、こうした生活関連サービスの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがある。

これに加え、サービス業等の第三次産業は地方圏の雇用の六割以上を占めており、こうしたサービス産業の撤退は地域の雇用機会の減少へとつながり、さらなる人口減少を招きかねない。

(2) 税収減による行政サービス水準の低下

人口減少は地方財政にも大きな影響を及ぼす。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少するが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想される。

こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが廃止又は有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになる。

こうした厳しい地方財政状況のなかで、高度経済成長期に建設された公共施設や道路・橋・上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要となる。

(3) 地域公共交通の撤退・縮小

これまで、地域公共交通は主として民間の事業者によって支えられてきた。

しかし、人口減少による児童・生徒や生産年齢人口の減少が進めば、通勤通学者が減少し、民間事業者による採算ベースでの輸送サービス提供が困難となり、地方の鉄道や路線バスにおいて、不採算路線からの撤退や運行回数の減少が予想される。

他方では、高齢化の進行に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として、公共交通の重要性が増大しており、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響は従前より大きいものとなっている。

(4) 空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加

人口が減少する一方で、総住宅数は増加しており、全国的に空き家数は一貫して増加傾向にある。

なかでも、賃貸または売却の予定がなく長期にわたって居住世帯が不在の住宅等を含む「その他の住宅」が増加している。「その他の住宅」

は、管理・処分方針が未定のものもあり、他の区分の空き家と比べて管理が不十分になりがち傾向がある。

また、地域の経済・産業活動の縮小や後継者不足等によって空き店舗、工場跡地、耕作放棄地も増加しており、空き家の増加とともに、地域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災発生といった防災上の問題等が発生し、地域の魅力低下につながってしまう。

(5) 地域コミュニティの機能低下

人口減少は、地域コミュニティの機能の低下に与える影響も大きい。町内会や自治会といった住民組織の担い手が不足し共助機能が低下するほか、地域住民によって構成される消防団の団員数の減少は、地域の防災力を低下させる懸念がある。

また、児童・生徒数の減少が進み、学級数の減少、クラスの少人数化が予想され、いずれは学校の統廃合という事態も起こり得る。

こうした若年層の減少は、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝統行事が継続できなくなるおそれがある。住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていく。

このように、人口減少による地方の生活への影響は様々であり、既に多くの地域で起こって

いるものもあれば、まだ顕在化するには至っていないものもある。

バスや鉄道の本数が減った、路線自体がなくなった等が予測され、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられる。

課題解決のために、今できること

各自自治体が実施すべき業務の範囲、業務の仕組みとやり方を根本から見直し、無駄なく効率的に業務を行い、そのうえで適正な定員管理計画を策定し、最小の職員数で業務・システムの最適化を図り、最大の効果をあげることが必要である。

人口構成の変化に合わせた職員の再配置と業務システムの構築が重要と考える。

ちなみに、地方自治法第一七二条第三項では、普通地方公共団体の職員の定数は、条例で定めることとされている。

【職員の再配置】 ステップ1

他団体に比べて定員規模が多い分野を洗い出し、その理由を分析する必要がある。なぜ多いのか、団体固有のやむを得ない事情か、それとも他団体と比べて定員管理の適正化努力が不足しているのかを判断する必要がある。

例えば、民間委託の状況、支所等の配置数の状況など様々な角度からの比較検討を行い、今

後適正化すべき分野を明らかにする必要がある。
ステップ2

分析が終われば、今度は三〜五年後を見据えた到達すべき定員適正化目標を設定する。

ステップ3

定員適正化の手法及び手順を検討し決定する。法令等の改廃、職員の配置規制・配置基準の廃止・緩和に伴う着実な定員適正化を図るとともに、事務の統廃合縮小、事務の広域処理化、

事務の民間委託などを検討し、決定することが妥当であり、そのうえで、決定した定員適正化手法の推進手順を検討するとともに、増員、減員のそれぞれの年次別人員を決定し、具体的な年次計画として定めることが必要である。

また、退職者数の将来的な推移を見極め、年齢構成等も勘案しながら、将来の採用計画と一体的に検討して、決定することが必要である。

【業務システムの構築】

定員管理計画の策定を行いつつ、業務の可視化が重要となってくる。

さまざまな業務のマニュアル化が重要との総論は理解されていても、実際には業務多忙等の理由からマニュアル化されている業務は数少ないと思われる。

しかし、業務を目で見る形で整理することは、問題箇所を改革するためには有効な手段であるし、特に、業務の流れ自体から見直し、それを踏まえてシステムを構築し直せば、有効なフレームワークといえる。業務量の削減として効

果が見込まれると考える。

職員のモチベーションアップ・ 人材育成

しかし、定員管理計画に基づき削減してきた自治体においては、団塊世代が退職期を迎えるなど、職員数が減りすぎて業務が追いつかない等の声も聞こえてくる。

いかに効率的な業務・システムの仕組みが変革されたとしても、それを動かすのはあくまで「人」であり、職員のやる気と能力を最大限に引き出す工夫が重要と考える。

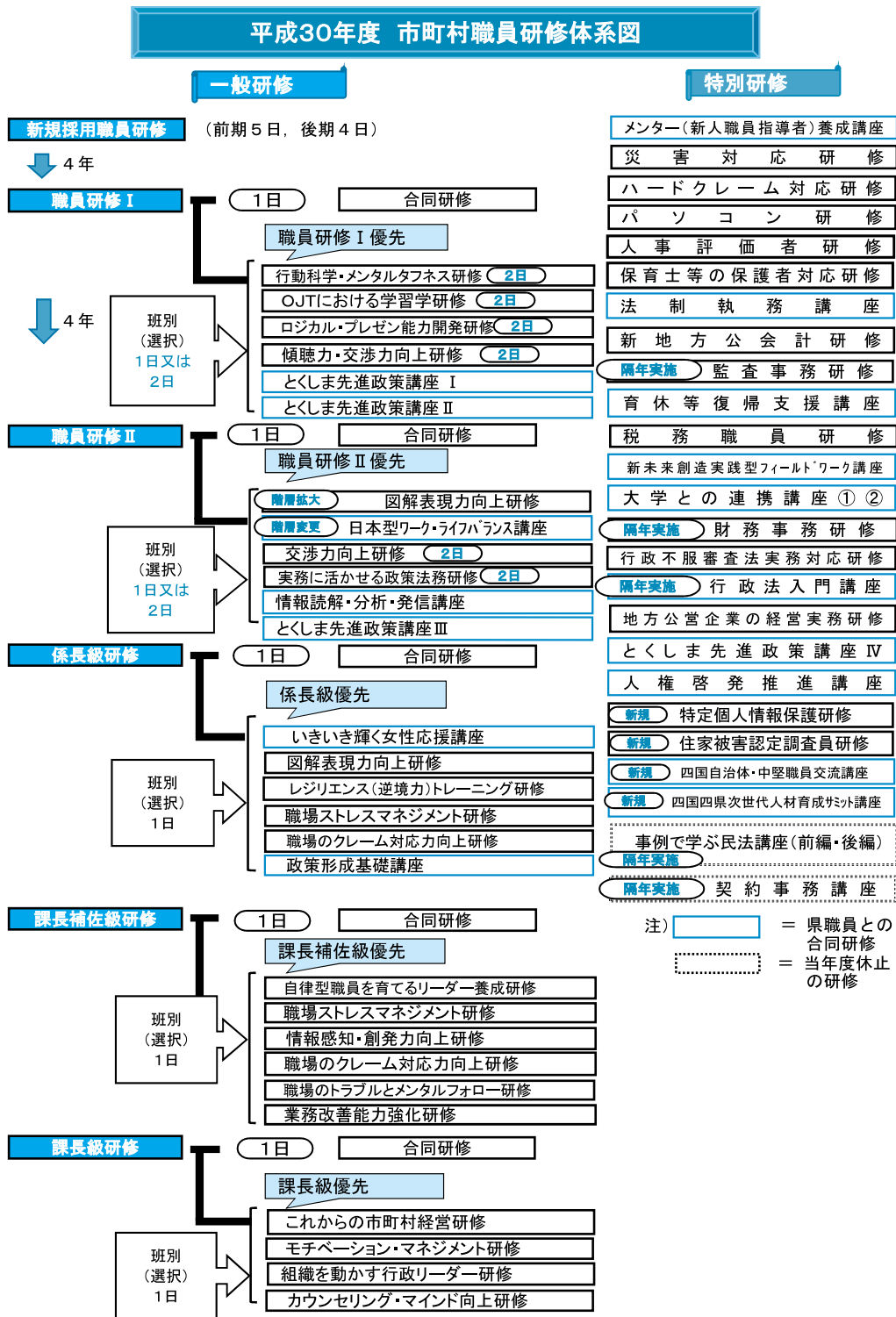
そのためには、業務の可視化や、業務・システム最適化の要素を取り入れた研修及び組織目標を共有し、組織と個人の目標の関係をPDCA（計画、執行、評価、行動）サイクルの中で具体化する仕組みを学ぶ研修を導入することが有効だと考える。

ただし、前述の人口減少による課題については、研修を通じて個人の能力を高めるだけで決できるようなものではない。

一人ひとりの職員の業務に対する問題意識のベクトルを合わせ、組織としての生産性をいかに向上させていくかが課題解決に必要な要素となる。

幹部職員は組織目標を担うとともに、その目標の実現に向けて組織として取り組むべき業務の方向性を明らかにし、職員一同のモチベー

参考 徳島県自治研修センターによる研修内容



シヨンを高め、成果に結び付けることが重要である。

このように、職員と組織を結び付けるための組織目標設定のためのワークショップ等の研修に積極的に参加し、人材育成を推進すべきであると考える。

また、費用負担は避けられないが、民間の人材育成ノウハウを導入するという姿勢も大事である。

参考として、自治研修センターで実施されている研修内容を掲載するので、積極的に活用されたい。

終わりに

人口減少時代において、組織体制の強化はもとより、地方公共団体の組織全体による業務改善及び職員一人ひとりが研修を通じて意識改革を行えば、住民からのニーズに応えられる持続可能な高質な行政サービスを提供できると考える。

何かを変えるには、まずは気持ちから。気持ちが変われば行動が変わる。行動が変われば、未来が変わる。

ポジティブなエネルギー、周囲の人にエネルギーを吹き込む能力、イエスノーを決めづらい事柄に決断を下す勇氣、仕事を実行する能力、情熱、自信。

それらを兼ね備えたオンラインワンの職員となり、組織から、地域から求められる一人になってみませんか。

地方公営企業の経営改革について

市町村課主事（企画財政担当） 伊月 貴史

第一 はじめに

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要とされている。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増している。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方に絶えず検討を行うことが求められているところである。このような状況の中において、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要である。これらをより具体的に推進するために、改革の両輪として示されているのが、「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定・実行・公表」である。また、これらの改革に、よりの確に取り組むための基盤整備として、経営・資産等を正確に把握し、各種経営指標を活用するため、「公営企業の見える化」を進めることとし、「公営企業会計の適用拡大」、「経営比較分析表の策定・公表」に取り組んでいる。

そこで、本稿ではこれらの取組等について解説を行うこととする。

第二 地方公営企業の抜本的な改革について

一 抜本的な改革とは

抜本的な改革の検討に係る基本的な考え方は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知。以下、「留意事項通知」という。）において示されている。これにおいて、各地方公共団体は、「自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要」であり、「その前提として、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに廃止等を行うべき」とし、「事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある」とされている。また、「経営の効率化・経営の健全化に関して所要の検討を行った上で、経営戦略を策定するとともに、それに基づく取組を進めることが適当である」とされている。その検討すべき項目として、「広域化や民間の資金・ノウハウの活用」の推進が掲げられており、「地域の実情に応じ、事業の広域化や統合等の推進について取り組むこと」、また「地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PPP/PPF、民間委託等の手法により実施することが適当な事業・事務については、地方公共団体、公営企業による適切な管理のもとで、

適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に導入を検討すること」とされている。この留意事項通知の内容等を踏まえ、「事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用」の四つの経営改革の取組が「抜本的な改革」と定義される。

また、個別事業ごとの広域化等の推進方策として、水道事業では広域連携に関する検討体制を設置し、できる限り平成三十二年までを目途に検討し、その結果の公表が求められている。また、下水道事業においては平成三十三年度中の可能な限り早期に「広域化・共同化計画」の検討体制を構築し、平成三十四年度までに各地方公共団体が計画を策定するよう求められている。そのうえ、病院事業においては、「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した新病院改革プランに基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の取組を行うことで、抜本的な改革の検討を推進することとしている。

二 抜本的な改革の検討

「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」（総務省・平成二十九年三月）では、抜本的な改革の四つの基本的な類型のうち、どのタイプの改革に取り組むことが改革の効果が発揮

されるか、また特性に合っているのか等というような「改革の方向性」が事業ごとに整理されている。また、総務省では全国の公営企業において取り組まれた実際の取組の中から、「事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用」という、抜本的な改革の類型に基づき作成した優良事例集を公表している。各公営企業は

公営企業における更なる経営改革の推進（平成26年度以降）

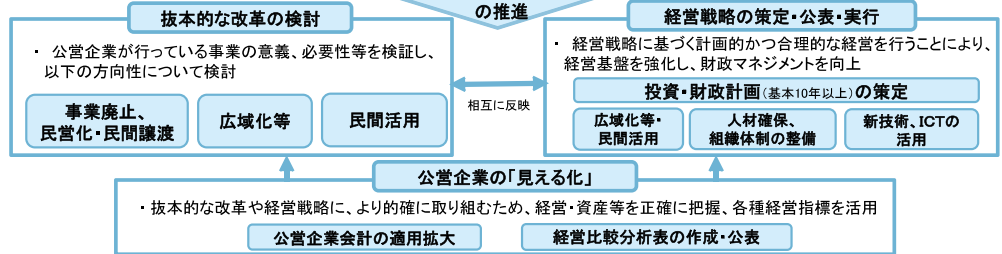
公営企業の現状及びこれからの課題

- 事業全体の約1割(10.5%)が赤字事業(平成28年度決算)
- 施設等に係る更新投資が十分でなく、老朽化施設の割合が多い事業が存在
- 人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

各公営企業に求められる対応

- 担い手や事業規模など現在の経営形態そのものの見直し
- 投資規模と財源確保の中長期的な試算
- 更なる効率化・経営健全化
- 経営指標(データ)に基づくマネジメント
- 民間の技術・ノウハウの活用
- 投資コスト比較や原価計算のよりの確実な実施
- こうした現状、課題や危機意識の地域での共有 等

更なる経営改革の推進



上述の報告書における「改革の方向性」に留意するとともに、優良事例集を活用し、抜本的な改革の検討を積極的に進めていくことが求められている。

第三 経営戦略について

一 経営戦略の策定

総務省は留意事項通知において、各公営企業が自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組む、徹底した効率化、経営健全化を行うよう、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。

また、「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針二〇一五（平成二十七年六月三十日閣議決定）第三章）では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、更に「経済・財政再生計画改革工程表」（平成二十七年十二月二十四日経済財政諮問会議決定）では、「経営戦略の策定率」を平成三十二年度までに一〇〇%とすることとされており、全ての事業において、この期限までに「経営戦略」を策定することが求められている。

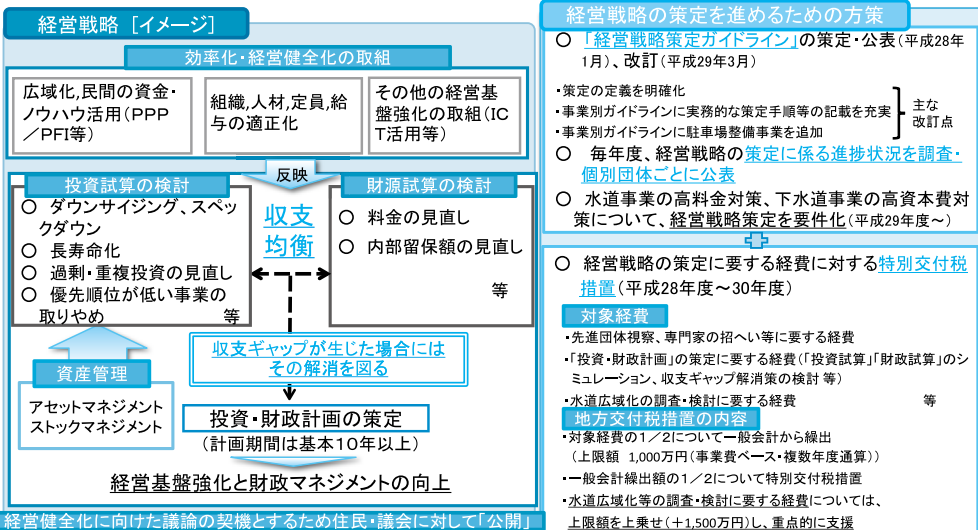
二 経営戦略の基本的な考え方

「経営戦略」については、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、十年以上の中長期的な計画期間を基本として、

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)



施設・設備に関する投資、投資以外の経費及び財源の見通しを試算した収支計画(投資・財政計画)を策定することとしている。この収支計画では収支均衡が求められるが、将来の支出・収入の整合性を検証した結果、収支ギャップが生じる場合においては、料金水準の適正化及び投資の合理化等により、これを解消することが基本となる。一方、料金水準の大幅な引上げ

また、公営企業が住民生活に密着したサービスを提供する主体であり、住民等からの料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本としていること等に鑑み、経営健全化に向けた議論の契機とするためにも、公営企業を取り巻く経営環境、将来の事業環境、今後の収支計画や経営健全化の

三 経営戦略の実行・公表

経営戦略は、計画として単に策定したことをもって終わりではなく、毎年度進捗管理を行うとともに、三・五年に一度見直しを行い、PDCAサイクルを働かせることが必要である。特に見直しに当たっては、収支計画と実績との乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や収支ギャップの解消に向けた取組等についても検証し、経営戦略の策定後において広域化等や民間活用等の新たな経営健全化や料金見直しなどの財源確保に係る取組が具体化した場合等においては、その内容を追加していくことが必要である。

を行わなければ収支が均衡しない場合等において、安易に一般会計等からの繰入金を増加させることにより収支を均衡させることは適当ではない。公営企業については、早期に経営戦略を策定し、経営健全化に向けた取組が求められていることを踏まえれば、収支ギャップの解消に向けた具体的な経営健全化の取組内容を検討した上で策定することが必要である。

公営企業会計の適用の推進について

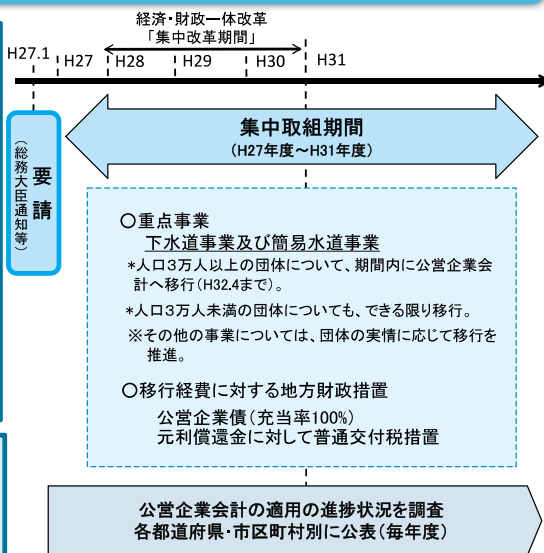
地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】
公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)
→ 下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%
(参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%)
※下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知で要請している公共下水道及び流域下水道に限る。
なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は97.3%。

【3万人未満の地方公共団体】
公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合
→ 下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%
(参考) H28.4.1時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9%)

【公営企業会計適用の推進】
・上記取組状況調査の結果を踏まえ、下水道事業及び簡易水道事業の取組が遅れている団体(33団体)が存在する都道府県に対して個別にヒアリングを実施(H29.10)するなど、公営企業会計の取組を推進。



一 公営企業会計の適用拡大

更なる経営改革の両輪となる「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定・公表・実行」の

第四 公営企業の「見える化」

取組等を踏まえた将来見通し等の経営戦略の内容を公表することが必要である。

取組を支える基盤整備として、「公営企業の見える化」が推進されている。経営戦略の策定による中長期の見通しや、抜本的な改革の検討においては、公営企業の財政状態や経営成績を把握することが重要であり、それを的確に把握するためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成することが必要である。総務省では、「公営企業会計の適用の推進について」（平成二十七年一月二十七日付け総務大臣通知）等により、平成二十七年年度から五年間を集中取組期間として、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として取り組むこととし、人口三万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行、人口三万人未満の団体についても、できる限り移行、その他の事業については、団体の実情に応じて移行することが求められている。

二 経営比較分析表の作成・公表

経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成され、平成二十六年度決算から新たに作成・公表している取組である。

経営比較分析表は、各公営企業の基本データ（普及率、料金等）を表示し、また、上下水道事業の経営の健全性・効率性及び老朽化の状況を

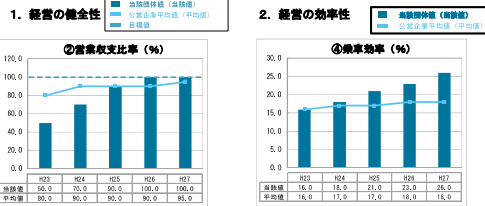
経営比較分析表を活用した「見える化」の推進

経営状況及び経営体制の「見える化」の推進

- 上水道及び下水道事業の「経営比較分析表」（平成27年度決算分）を公表（29年2月～）。
- 「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」（29年3月）を踏まえ、交通事業（バス事業）及び電気事業の「経営比較分析表」を新たに作成し、公表（29年9月～）。

<例>バス事業の「経営比較分析表」（イメージ）

業務名	業種名	事業名	資金不足比率 (%)
法適用	交通事業	自動車運送事業	-
営業路線 (km)	年間走行キロ (千km)	在籍車両数 (両)	職員数 (人)
400.0	17,000	500	500
管理の委託割合 (%)	民間事業者の有無	経理・労務・支払・福利厚生・設備管理の委託	
50.0	有	無	



- 今後、「経営比較分析表」の作成・公表の対象事業を拡大していくとともに、管理者の設置の有無等について「経営比較分析表」の基本情報の掲載項目とするなど、経営状況及び経営体制の「見える化」を更に推進。

<参考> 決算年度別の対象事業

平成26年度決算	水道事業、下水道事業
平成27年度決算	水道事業、下水道事業、交通（バス）事業、電気事業
平成28年度決算	水道事業、下水道事業、交通（バス）事業、電気事業

示す十一指標の経年変化・類似団体比較をグラフ・表を用いて分かりやすく表示し、さらに、各公営企業が現状やその背景等について分析したコメントを掲載することとしている。

これにより、各公営企業においては、当該企

業の経年変化や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となることや、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を進める上で有益な情報が得られる他、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することで、公営企業の経営状況の「見える化」の進展が期待される。

第五 おわりに

公営企業を取り巻く環境は保有する資産の老朽化に伴う更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営健全化への取組が求められており、経営戦略の策定はこの一助になり得ると考えられる。各公営企業は全ての事業が平成三十二年度までの策定を求められていることに留意するとともに、総務省が用意する経営戦略策定ガイドライン等を積極的に活用し、経営基盤の強化に向けた取組を期待する。

また、人口三万人以上の下水道事業及び簡易水道事業では「公営企業会計の導入」が求められているところであり、人口三万人未満においては「できる限り移行」とされている。しかし、経営基盤強化のための公営企業会計の意義・必要性については団体の大小によって変わるものではなく、また小規模な民間中小企業が当然のように企業会計を行っていることを鑑みると、当該団体についても積極的な移行が必要であると考えられる。

地方公共団体財政健全化法に基づく 健全化判断比率等について

市町村課主事（企画財政担当） 住友広平

1 はじめに

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにすること、財政の早期健全化や再生が必要な場合に、迅速な対応を取ることを目的としている。平成二十一年度、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成十九年法律第九四号。以下「健全化法」という。）が全面施行されたことに伴い、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表を行っているところである。

健全化法では、地方公共団体の各比率が一定の基準以上となる場合、財政の悪化を防ぐために、財政健全化計画等の策定を義務づけている。また、一定の基準を超えなかった地方公共団体についても、各比率について客観的な分析を行い、安定した財政運営に努めることが求められる。

本稿では、健全化法の概要を説明するとともに、平成二十九年年度決算における、県内各市町村の状況について解説していく。

2 健全化法の概要

地方公共団体の財政再建制度について、以前は地方財政再建促進特別措置法による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と、地方公営企業法による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていた。しかし旧制度では、①わかりやすい財政情報の開示等が不十分であること
②財政再建団体の基準しがなく、早期是正機能

がないこと ③普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならないこと ④公営企業に關しても早期是正機能がないこと 等の課題が指摘されていた。そこで新たな制度として整備された健全化法では、これらの問題点を踏まえ、①財政指標の整備と情報開示の義務づけ ②財政の再生段階に至る前の早期健全化段階の創設 ③ストック指標である将来負担比率の導入 ④公営企業について早期是正のため資金不足比率の導入 等が行われることとなり、財政に關する情報開示を徹底するとともに、新たに統一的な指標を用いることで、地方公共団体の財政の全体像を明らかにすることをねらいとしている。

3 健全化判断比率等について

地方公共団体の財政状況を客観的に表すための手法として、健全化判断比率が用いられる。健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための次の四つの財政指標を指す。

①実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の赤字の程度を指標化したものである。主に財政運営の健全性を測るための基礎的な指標となっている。

② 連結実質赤字比率

一般会計のほか、下水道事業や病院事業等の公営企業会計を含む、地方公共団体のすべての会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営上の課題を把握しようとするものである。

③ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものとなっている。実質公債費比率の過去三か年の平均が一八%以上である地方公共団体については、地方財政法に基づき、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものである。地方公共団体の負担が、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。なお、平成二十八年度決算より、第三セクター等との間において実施されている反復・継続的な短期貸付金についても将来負担比率に算入することとされたため、地方公共団体の実質的な財政負担の状況を

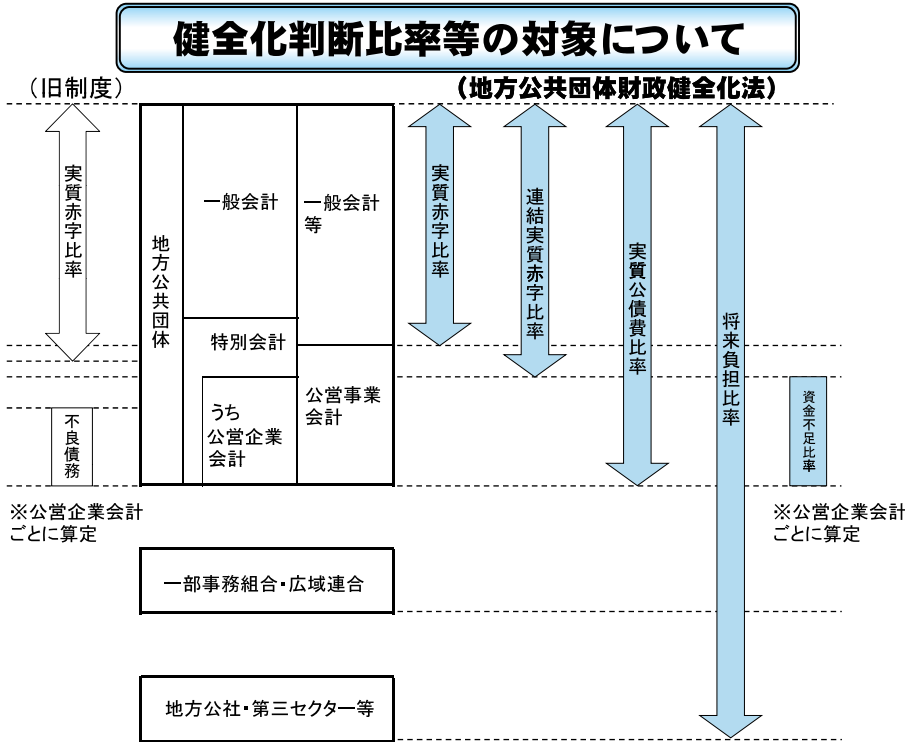
より反映したものとなっている。

また、健全化法では健全化判断比率のほかに、公営企業の経営状況を判断する資金不足比率が存在する。資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化することで、経営状態の悪化の度合いを示すもの

である。

健全化法において、健全化判断比率等の対象となる会計は「資料1」のとおりである。「公営事業会計」とは、特別会計のうち、公営企業会計、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業であり、「一般会計等」とは、地方公共団体の一般会計及び前述の特別会計を除いた特別会計のことをいう。その他にも一部事務組合等、地方公社及び第三セクターも対象範囲に含め、実質的な負債を明らかにすることで、地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りにするものとなっている。

【資料1】 総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index2.html>)

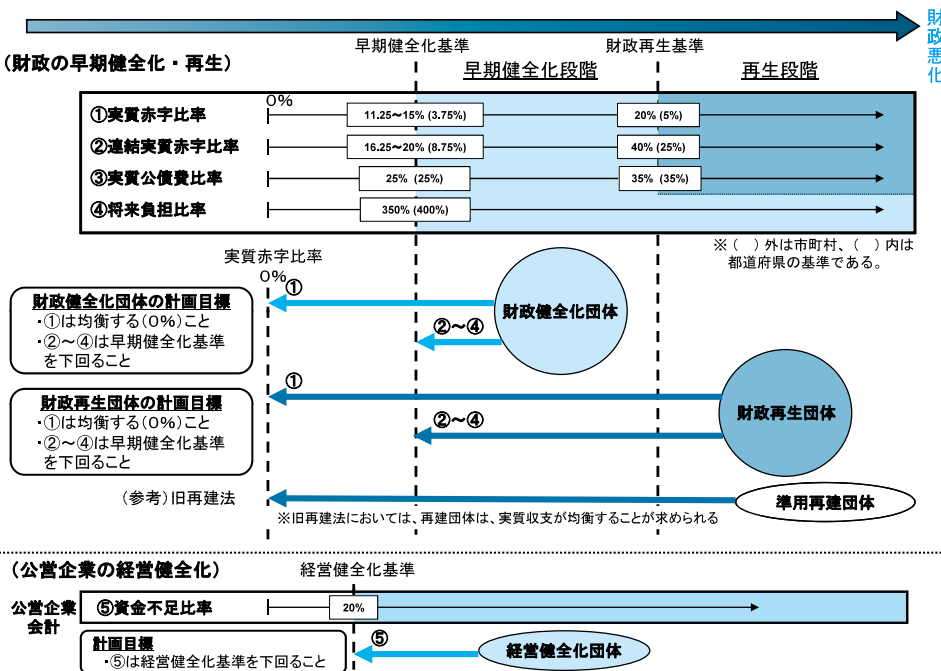


決算に基づく健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっている。その際、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めなければならない。これにより自主的な改善努力による財政健全化が促されることとなる。また、再生判断比

【資料2】 総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index4.html)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに財政再生計画を定めなければならず、この段階になると、国等が関与することとなり、財政の再生に向け地方債の起債の制限や、予算の変更等必要な措置を勧告することとなっている。財政の早期健全化及び再生基準については【資料2】のとおりである。



【資料3】

平成29年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等（速報）について
平成30年9月27日現在（単位：%）

市町村名	健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
徳島市	- (-)	- (-)	- (-)	6.6 (6.5)	79.1 (74.2)
鳴門市	- (-)	- (-)	- (-)	15.3 (15.7)	122.5 (115.8)
小松島市	- (-)	- (-)	- (-)	11.8 (11.4)	99.9 (89.6)
阿南市	- (-)	- (-)	- (-)	5.2 (5.1)	-
吉野川市	- (-)	- (-)	- (-)	9.8 (9.7)	34.4 (42.3)
阿波市	- (-)	- (-)	- (-)	7.0 (6.2)	-
美馬市	- (-)	- (-)	- (-)	10.3 (9.2)	52.5 (61.0)
三好市	- (-)	- (-)	- (-)	6.8 (6.5)	-
勝浦町	- (-)	- (-)	- (-)	4.2 (3.9)	-
上勝町	- (-)	- (-)	- (-)	4.5 (4.4)	-
佐那河内村	- (-)	- (-)	- (-)	1.2 (4.4)	-
石井町	- (-)	- (-)	- (-)	4.9 (5.5)	-
神山町	- (-)	- (-)	- (-)	2.3 (2.6)	-
那賀町	- (-)	- (-)	- (-)	6.9 (6.6)	-
牟岐町	- (-)	- (-)	- (-)	7.1 (6.5)	64.2 (72.5)
美波町	- (-)	- (-)	- (-)	4.7 (5.1)	-
海陽町	- (-)	- (-)	- (-)	1.2 (1.8)	-
松茂町	- (-)	- (-)	- (-)	-2.5 (-1.1)	-
北島町	- (-)	- (-)	- (-)	4.9 (4.2)	-
藍住町	- (-)	- (-)	- (-)	4.4 (4.3)	-
板野町	- (-)	- (-)	- (-)	9.5 (10.6)	-
上板町	- (-)	- (-)	- (-)	7.0 (7.0)	-
つるぎ町	- (-)	- (-)	- (-)	8.6 (8.3)	24.6 (23.7)
東みよし町	- (-)	- (-)	- (-)	5.2 (6.0)	-
市平均				9.1 (8.8)	48.6 (47.9)
町村平均				4.6 (5.0)	5.6 (6.0)
市町村平均(単純)				6.1 (6.3)	19.9 (20.0)
市町村平均(加重)				7.2 (7.1)	2.0 (3.7)

備考 1 各指標において、比率がない場合は「-」と記入している。
2 各指標の()内の数値は、昨年度の比率である。
3 市平均、町村平均は、単純平均を用いている。

4 県内市町村の状況について

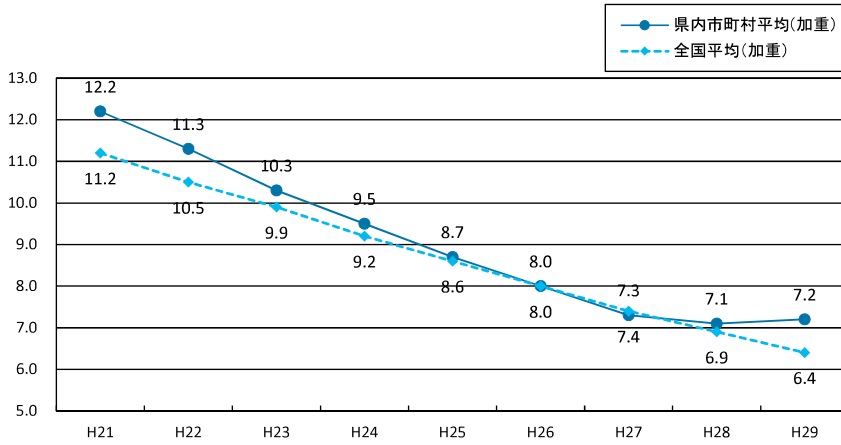
平成二十九年度決算に基づく健全化判断比率等の概要が、総務省より九月二十七日に速報として公表された。県内市町村の状況については【資料3】の内容で速報として公表を行っているところである。

県内においては、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村は存在しなかった。全国で見ると、健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は一団体であり、そのうち財政再生基準以上の団体は一団体となっている。

県内市町村の各比率を見ていくと、実質赤字比率については、実質赤字額が生じている市町村が存在せず、【資料3】において実質赤字比率は「-」と表記されている。
連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額が生じている市町村が存在せず、【資料3】において連結実質赤字比率は「-」と表記されている。
実質公債費比率については、県内市町村平均値は七・二%となっており、平成二十八年度決算と比較すると、僅かではあるが〇・ポイント悪化している。なお、地方債の発行に許可が必要となる実質公債費比率が一八%以上である

【資料4】

実質公債費比率(県内市町村平均)の推移

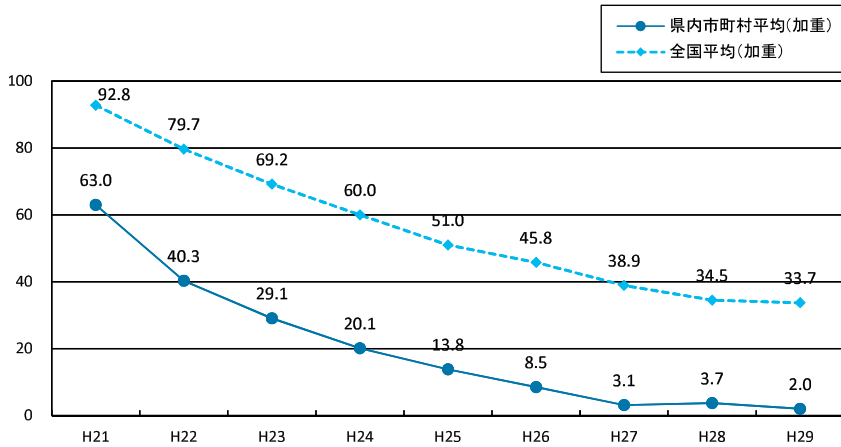


団体について、県内で該当する市町村は存在しなかった。【資料4】のとおり、平成二十一年度以降、全国及び徳島県ともに改善傾向にあった。しかし平成二十九年は、全国平均値が前年度より改善しており、県内市町村の実質公債費比率は全国よりも高い水準となっている。県内市町村における実質公債費比率の悪化の主な要因として、普通交付税の減少による標準財政規模の減少が挙げられる。

将来負担比率については、県内市町村平均値

【資料5】

将来負担比率(県内市町村平均)の推移



が二・〇%となっており、平成二十八年度決算と比較すると、一・七ポイント改善している。【資料5】のとおり、平成二十一年度以降、全国及び県内市町村ともに改善傾向にあり、平成二十九年までの間、全国平均値よりも県内市町村平均値は低い水準を維持し続けている。県内市町村における将来負担比率の改善の主な要因として、地方債残高の減少や将来を見据えた基金の積立による基金残高の増加が挙げられる。

また、健全化法における公営企業会計ごとの

資金不足比率については、県内で経営健全化基準以上の会計はなく、資金不足が生じた会計もなかった。

5 おわりに

平成二十九年決算における健全化判断比率等について、県内では財政再生団体及び財政健全化団体に該当する市町村は存在せず、実質公債費比率は僅かながら悪化したものの、将来負担比率については健全化法の全面施行以降を見ても改善傾向にあり、財政健全化の取組が着実に実を結んでいるといえる。しかしながら、地方公共団体の財政は、その時々的事象が影響することにより、短期間で容易に変化するものである。各市町村においては、合併算定替の縮減に伴い普通交付税が年々減少していることや、社会保障関係費の増大、また南海トラフ巨大地震等の災害に備えた公共施設の老朽化対策など、今後も厳しい財政状況に直面することが見込まれる。こうした状況の中で、基金の積立等、中長期的な視点に立つて財政運営を行うことは当然のことであるが、各市町村における収支や財政状況等の実態を把握し、様々な角度から分析を行うことが必要となる。また分析から導き出された財政上の問題点や改善策を住民にわかりやすく説明し、今後の行政施策に理解を求めていくことが重要である。各市町村においては、引き続き、健全化法の趣旨に則った健全な財政運営に努めるとともに、直面する行政課題の解決に積極的に取り組まれることを期待したい。

離島振興について

南部総合県民局地域創生部主事（地域振興担当） 田 中 和 彦

1 はじめに

「離島振興対策実施地域」とは、産業基盤や生活環境の整備等が他の地域と比較して低位であり、その基礎的條件の改善や産業振興に関する対策など、離島振興のための特別措置を講ずることが必要と認められる離島の地域で、国土交通大臣・総務大臣・農林水産大臣が指定した地域の事をいう。（離島振興法第一条・第二条第一項）

本県の離島については、阿南市伊島が昭和三十三年に、牟岐町出羽島が昭和三十四年に離島振興対策実施地域に指定されている。

2 離島の概況

（1）伊島（阿南市）

伊島は、四国の最東端阿南市蒲生田岬から東方約六キロメートルの紀伊水道上に位置する孤立小型離島である。

面積は一・五八平方キロメートル、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は全島砂岩からなり、山がちで、島面積の約七五％の一・八ヘクタールを林野が占め、耕地はほとんどない。島の西側にある前島との間の狭い水道に面した二ヘクタールほどの平地に集落が密集している。

気候は温暖であるが、冬季に北西の季節風が



伊島の「カベヘラ」紀伊水道が一望できる絶景の断崖

強いため高波となり、航路欠航の原因となっている。

国勢調査による人口推移をみると、平成十七年調査時点と人口は一六五人であり、平成二十二年調査時点の一六七人から五年間では二人（約一・二％）の減少となっているが、平成十七年からの五年間での一人（約六％）の減少から比較すると減少率は少なくなっている。

また、高齢者比率は三七％に達し、高齢化が進行している。

本土との交通は、伊島・答島航路のみであり、



出羽島（全景 北東より）

伊島漁港と本土答島の間一五・四キロメートルを旅客船「みしま」（平成十五年建造軽合金船一九トン、定員四八名。）が一日三往復、片道約三〇分で郵便船を兼ねて運航し、年間約一万七千人を輸送している。

（2）出羽島（牟岐町）

出羽島は、牟岐川河口の南約四キロメートルの太平洋上に位置する外海・本土近接型離島で、面積〇・六五平方キロメートル、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は台形状をなし、島の面積の約七七％、約五〇ヘクタールを林野が占めており、耕地はほとんどなく、家庭菜園として利用されている程度である。

島の北部、本土に面して出羽島漁港があり、港周辺の平地に人家が馬蹄形に密集して集落を形成している。うち約三・七ヘクタールの集落が平成二十九年二月二十三日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

気候は極めて温暖で、冬季においても積雪はおろか降霜さえほとんど見ることがない。

国勢調査による人口推移をみると、平成二十七年調査時点で人口は七二人であり、平成二十二年調査時点の九四人から五年で二二人（約二三・四％）減少し、さらに平成十七年からの五年間でも二七人（約二二・三％）減少と、人口減少に歯止めがきかない状況である上に、高齢者比率約七九％、年少人口〇人と憂慮すべき状態となっている。

本土との定期航路は、牟岐・出羽島航路があり、出羽島漁港と牟岐漁港の間四キロメートルを旅客船「大生丸」（平成三十年建造FRP船一九トン、定員七〇名。）が一日六往復、片道一五分で運行し、年間約二万五千人を輸送している。

3 離島の課題

伊島・出羽島が、「離島振興対策実施地域」に指定されて以来、産業の振興に関しては、島の主要産業である水産業の振興を目的として、漁港施設の整備、水産資源の培養のための漁礁の設置を行うなど、離島地域の振興、活性化のための事業を県や市町が積極的に行ってきた。

こうした結果、両島における社会基盤整備は着実に進み、基礎的條件の改善は一定の成果を挙げてきたものの、依然として医療施設等の生活基盤は十分ではない。

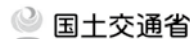
また、主要産業である水産業については、漁獲高の減少、魚価の低迷と後継者不足の問題が深刻化しており、急速な少子・高齢化の進行に伴い、地域社会の活力低下が懸念される事態となっている。

なかでも両島にとって、航路は日常生活を支える唯一の交通手段であり、本土よりも深刻な少子・高齢化に伴う人口減少等による輸送人員の減少により、離島航路事業者の欠損額が年々増大し、離島住民の重要な移動手段である航路維持が困難となっている。

次に、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠な離島航路を維持するための離島航路運営費の補助について紹介する。

【資料1】

地域公共交通確保維持事業（離島航路運営費等補助）



離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援

離島航路運営費等補助

制度概要

- 補助対象は唯一かつ赤字の航路
- 事前算定方式による内定制度
- 補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込により求める標準化方式を採用
- 欠損見込額全体に対する補助充足率は1/2
- 補助対象期間は10月から9月の1年間
- ※補助対象航路 119航路109事業者（H26年度）

補助対象航路の主な基準

- 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - 他に交通機関がない又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められること。

離島住民運賃割引補助

制度概要

- 当該地域の地方バス等の運賃水準までを引き下げ限度幅とし、地域（自治体等）による負担等を勘案して、協議会において運賃水準を決定
- 運営費補助の中で、協議会で決定された運賃引き下げ額の1/2を含め、国が補助

4 地域公共交通確保維持事業（離島航路運営費等補助）

近年の人口減少等を主な原因とする利用者の

減少により、伊島及び出羽島において航路事業者の経営は厳しい状況となっているものの、離島住民の足・生活物資の輸送手段として非常に重要な役割を担っているため、国の補助金（地域公共交通確保維持事業（離島航路運営費等補助））を活用して離島航路の維持を図っている。

【制度概要】

(1) 事業実施主体
離島航路事業者

(2) 補助対象
唯一かつ赤字の航路（平成二十八年度 一 二一航路 一〇九事業者）

(3) 補助対象期間
十月から九月の一年間

(4) 補助対象経費及び補助率
離島航路確保維持改善協議会が策定した離島航路確保維持計画の収支見込計算書における欠損額を基準として算定した補助対象経費の二分の一に相当する額（予算の範囲内）

補助対象航路の主な基準については【資料1】のとおり。離島航路運営費等補助金の申請から交付までの流れ（平成三十一

5 徳島県離島航路支援費補助金

【制度概要】

(1) 事業実施主体
離島航路事業者

(2) 補助対象
市町村が補助する唯一かつ赤字の航路

(3) 補助対象期間
航路補助金を受けようとする会計年度の前年度の九月三十日を末日とする一年間

(4) 補助対象経費及び補助率
補助対象期間内における航路事業者の純損失額（実質欠損額）から、国庫補助額を控除した額に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費の二分の一以内

年度は【資料2】のとおり。

6 おわりに

国、県及び市町が共同して、航路事業者の欠損額への助成を行い、航路の維持に努めてきている。しかし、両島とも人口が年々減少し、高齢化も進む中で、輸送人員数も減少傾向にある。航路の維持だけでなく、医療の確保を始め、離島の住民が安心・安全に暮らすための基盤整備が進まないと、島の人口も航路の輸送人員数も

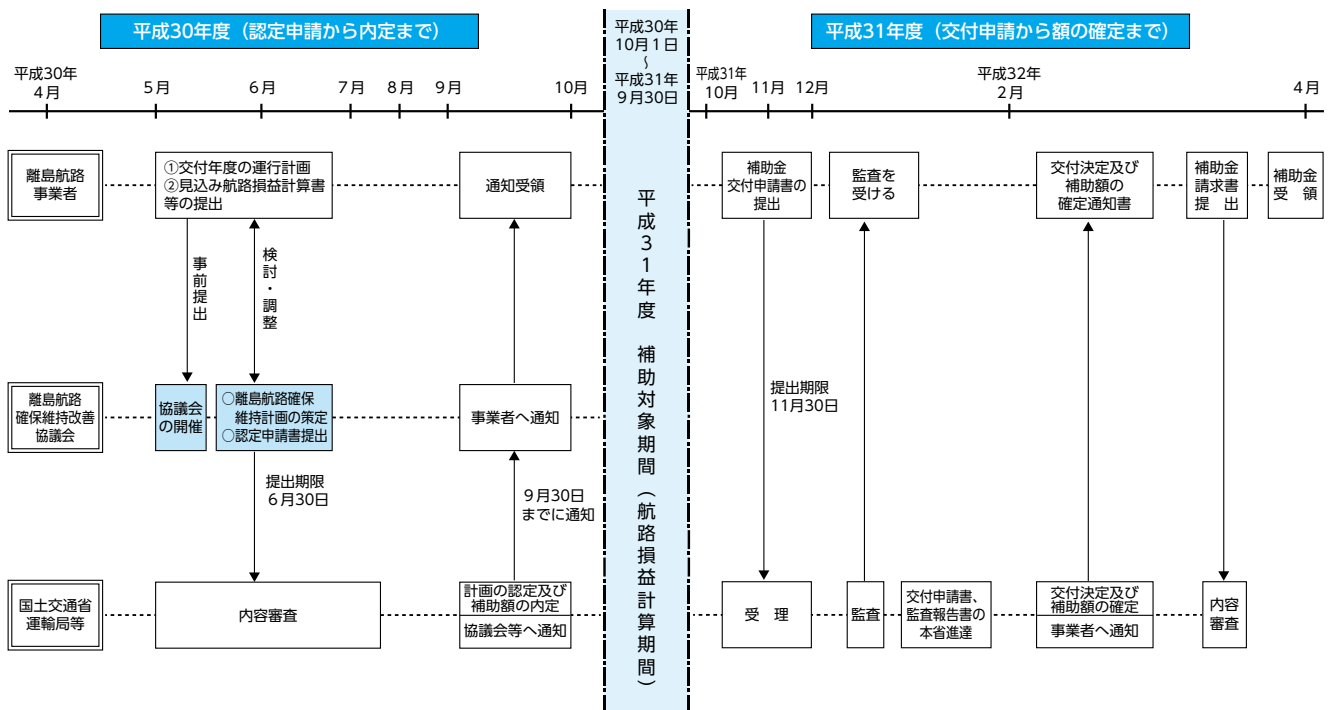
今後ますます減少する可能性が高い。

本県の離島は、いずれも室戸阿南海岸国定公園に指定され、豊かな海洋資源、変化に富んだ自然景観、時がゆったりと流れる感覚にさせてくれる生活環境、固有の歴史・文化など魅力ある地域資源に恵まれ、訪れる人々にやすらぎを与える個性豊かな地域である。近年の自然とのふれあいを求める志向の高まりと合致する保養・余暇活動の場として、また、自然環境の保全や環境教育を行う場、本土へ新鮮な食料を安定的に供給する拠点として重要な役割を担っている。

また、本稿では「離島航路の運営費補助」についてしか紹介できなかったが、「離島活性化交付金」や「離島航路構造改革補助金」など、活用すれば離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止することができるメニューが存在するため、今後の活用を検討していきたい。

【資料 2】

平成31年度 離島航路運営費等補助金の申請から交付までの流れ



こちら編集部

降る雪や 明治は遠く なりにけり

俳人、中村草田男による昭和6年の作。物の本によると、「雪が降る中、久しぶりに母校の小学校に行ったところ、母校は昔のままで変わっていない。当時は、着物であったが、小学校からは、洋服を着た子供達が出てきた。歳月の流れを感じさせられると共に、明治の良き時代は遠くなってしまった。」ということ詠んだ句らしい。

我が国には、明治・大正・昭和・平成というように元号があるので、それを一つの時代区分として捉えやすい。折しも、4月30日には、天皇陛下の御退位が、翌5月1日には皇太子殿下の御即位が予定されており、平成の次の元号は何になるのか、多くの人が関心を寄せている。

元号は、四書五経等の漢籍古典の中から選ばれてきたそうだが、「平成」の元号が決まるときに、Sから始まるものは昭和と重なるため除外されたことから、M・T・S・Hで始まる元号は可能性が低いと言われている。システムのことを考慮してのことだと思うが、昭和から平成に変わった頃と比べて、パソコンの普及率は飛躍的に伸び、システムへの依存度も社会全体で大きくなっている。AIの登場で、今後、何がどこまで可能になるのか想像すらできないくらいだ。

この原稿もパソコンで打っているが、自信のない漢字を辞書で確認しながらペンで書いていた頃が懐かしくもある。「降る雪や 昭和は遠く なりにけり」か。

H

ようやく気温が下がり、冬らしい雰囲気になってまいりましたが、皆さんのお宅では何で暖をとっていますか？ 我が家では、ストーブと猫が大活躍中です。

我が愛猫は右利きのように、私の膝の上で右手を前にして丸くなります。猫、右手と言えば、招き猫。右手を上げている招き猫は金運を招くと言います。我が家の猫が運を招き入れると信じて、宝くじの結果を期待している今日この頃です。

T

阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとおきおきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

阿波の自治 vol.93

平成 30 年 12 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

みなさ～ん
宝くじは徳島県内で
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。